

令和4年第1回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和4年3月2日(水)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 ( 開 議 )	3月2日 午前9時00分宣告(第1日)			
応 招 議 員	1番	山 岸 美登利	2番	三 浦 知 将
	3番	石 原 裕 介	4番	水 野 智 見
	5番	板 倉 浩 幸	6番	黒 川 勝 好
	7番	伊 藤 俊 一	8番	飯 田 雅 広
	9番	中 村 英 子	10番	佐 藤 茂
	11番	吉 田 正 昭	12番	奥 田 信 宏
	13番	安 藤 洋 一	14番	高 阪 康 彦
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職氏名	常特別勤職	町長	横江 淳一	副町長	河瀬 広幸
	政推進策室	室長	黒川 静一		
	総務部	部長	浅野 幸司	総務課長	戸谷 政司
	民生部	部長	寺西 孝	次長兼 保険医療 課長	不破 生美
		介護支援 課長	後藤 雅幸		
	産建設業部	部長	肥尾建一郎		
	上下水道部	次長兼 水道課長	伊藤 和光	下水道 課長	浅井 修
	消防本部	消防長	黒川 康治		
教育委員会 教育事務局	教育長	服部 英生	次長兼 教育課長	鈴木 敬	
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議事会局	局長	小島 昌己	書記	萩野 み代
議事日程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				
会議録 署名議員	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。 (会議規則第127条)				
	12番	奥田 信宏	13番	安藤 洋一	

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 選挙第1号 海部地区環境事務組合議会議員の選挙
- 日程第4 同意第1号 蟹江町副町長の選任について
- 日程第5 議案第2号 令和3年度蟹江町一般会計補正予算（第10号）
- 日程第6 議案第3号 令和3年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第7 議案第4号 令和3年度蟹江町土地取得特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 施政方針
- 日程第9 議案第5号 蟹江町個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第10 議案第6号 蟹江町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第7号 蟹江町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第8号 蟹江町減債基金条例の一部改正について
- 日程第13 議案第9号 蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第14 議案第10号 蟹江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び蟹江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第15 議案第11号 蟹江町都市公園条例等の一部改正について
- 日程第16 議案第12号 蟹江町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第17 議案第13号 愛知県市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 日程第18 議案第14号 令和4年度蟹江町一般会計予算
- 日程第19 議案第15号 令和4年度蟹江町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第20 議案第16号 令和4年度蟹江町土地取得特別会計予算
- 日程第21 議案第17号 令和4年度蟹江町介護保険管理特別会計予算
- 日程第22 議案第18号 令和4年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計予算
- 日程第23 議案第19号 令和4年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計予算
- 日程第24 議案第20号 令和4年度蟹江町水道事業会計予算
- 日程第25 議案第21号 令和4年度蟹江町下水道事業会計予算
- 追加日程第26 選挙第1号 海部地区環境事務組合議会議員の選挙
- 追加日程第27 同意第1号 蟹江町副町長の選任について

○議長 佐藤 茂君

それでは、皆さん、改めて、おはようございます。

令和4年第1回蟹江町議会定例会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、皆様には円滑な議会運営にご配慮いただき、感謝申し上げます。

愛知県下におきまして、国から出されましたまん延防止措置が発出された状況となっております。蟹江町においても、毎日のように感染者が発生しております。第6波における感染のピークがささやかれるようではございますけれども、皆様におかれましては、気を許すことなく、感染予防に心がけていただければと思います。

西尾張シーエーティーヴィー株式会社より、本日及び代表質問並びに一般質問の撮影、放送許可願が提出されましたので、議会傍聴規則第4条の規定により許可いたしました。

議員のタブレット及び理事者の皆様に、議会運営委員会報告書が配付されております。

議員の皆様にお願いがございます。本日、申請に基づき、出席議員へタブレットの持ち込みを許可しております。利用される議員の皆さんは、傍聴者の方々に誤解を与えない利用形態としていただきますよう、よろしくお願いいたします。

傍聴される皆様にもお願い申し上げます。議事を円滑に進行させるため、通信機器をお持ちの方は電源をお切りいただくか、設定をマナーモードにさせていただきますようよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は14名でございます。定足数に達しておりますので、これより令和4年第1回蟹江町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

参与者には町長、副町長、教育長、部長、次長、関係課長の出席を求め、書記には萩野み代さんを指名いたします。

ここで、去る2月25日に開催されました議会運営委員会の協議結果の報告を求めます。

議会運営委員長、吉田正昭君、ご登壇よろしくお願い申し上げます。

(11番議員登壇)

○議会運営委員長 吉田正昭君

皆さん、おはようございます。

それでは、令和4年第1回3月定例会第1回の議会運営委員会報告をさせていただきます。

令和4年2月25日金曜日、午前9時より開会いたしました。

会期の決定についてです。

令和4年3月2日水曜日から3月23日水曜日までの22日間とします。

2の議事日程についてです。

3月2日水曜日午前9時。議案上程、付託、精読、人事案件、審議、採決、全員協議会。組合議員選出のため、午前の休憩中に総務民生常任委員会を開催。選挙第1号、同意第1号。これは、本日であります。

それから、4日金曜日午前9時。2日に終了または開催できなかった場合です。

8日火曜日午前9時。総務民生常任委員会、付託事件審査。議案第5号から議案第10号までです。所管事務調査としまして、聞き取り調査等を行います。午後1時半より防災建設常任委員会、付託事件審査。議案第11号、第12号であります。

そして、10日木曜日午前9時より。代表質問。

11日金曜日、一般質問。午前9時より始めます。そして、11日金曜日、一般質問の後、議会広報編集委員会。5月1日発行号の割り付け等を行います。そして、その後、議会運営委員会。意見書等の取りまとめです。

14日月曜日午前9時より。11日に終了または開催できなかった場合です。

16日水曜日午前9時より。予算審議。

17日木曜日午前9時。16日に終了できなかった場合です。

23日水曜日午前9時より。委員長報告、議案審議、採決、副町長任期満了あいさつ、閉会となります。その後、議員総会を開きます。

3の人事案件についてです。

1としまして、選挙第1号 海部地区環境事務組合議会議員の選挙については、本日、追加日程により選挙を行います。選挙の方法は議長の指名推選とし、午前の休憩中に総務民生常任委員会を開催し、被選挙人を選出します。

2、同意第1号 蟹江町副町長の選任については、本日、追加日程により審議、採決します。

4としまして、総務民生常任委員会所管事務調査についてです。

3月8日火曜日、付託事件審査終了後、町立小中学校におけるG I G Aスクール構想について、理事者側から聞き取り調査を行います。その後、今後の調査について打ち合わせを行う予定です。

5としまして、代表質問についてです。

質問順序については、1番、新風、石原裕介議員、2番目に、新政会、吉田正昭議員、3番目としまして、日本共産党、板倉浩幸議員、4番目に、公明党、山岸美登利議員、5番目に、立憲民主党、中村英子議員となります。

2番としまして、質問場所については、最初の質問は登壇して行い、再質問からは質問席で行います。なお、質問は30分以内で行い、質問回数の制限はしないものとします。

3、質問の通告について。通告書様式により、質問の要旨を初日の前日正午までに議長へ通告します。

6の一般質問についてです。

代表質問と一般質問を行う定例会の場合の例として挙げました。

1番として、代表質問を行う議員は、一般質問を行うことはできない。2名以上の会派においては、代表質問を行わない議員は一般質問を行うことができることとしました。

2としまして、質問数は、1人1問とします。

3、通告書様式により、質問の要旨を初日の前日正午までに議長へ通告します。答弁を求める者についても通告書に記載します。

4、一般質問の際の議員提出参考資料については、質問1日目の前々日の正午までに、議会事務局に電子データを提出します。質問当日にパネルを使用する議員は、あらかじめ分かっていたら、通告書にその旨を記載します。

7、予算審議について。

審議の方法は、先例により行います。

1、一般会計の歳入歳出に対する総括及び歳入の質疑は、1人3回までとし、歳出は、款ごとに1人3回までとします。

2、特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計の質疑は、会計ごとに、1人3回までとします。

8、副町長任期満了のあいさつについて。

副町長の任期満了に伴う議会あいさつを最終日の閉会前に登壇して行います。

9の意見書等についてです。

12月定例会から継続審議となっていた1から4と、12月定例会以降に提出された5及び6の意見書の取り扱いについては、一般質問終了後、議会運営委員会を開催し、協議します。

1、新型コロナウイルス感染症にかかわる医療・介護・福祉・保育事業所等への支援強化を求める意見書、国宛て。2、新型コロナウイルス感染症にかかわる医療・介護・福祉・保育事業所等への支援強化を求める意見書、愛知県宛て。3、障害職場の一人夜勤をなくし、常時複数配置ができる基準にするよう国に対し意見書提出を求める意見書。4、消費税インボイス制度の延期・中止を求める意見書。5、毛嘉萍（もうかへい）さんの早期救出を求める意見書。6、日本政府に核兵器禁止条約締約国会議へのオブザーバー参加を求める意見書。

10のその他です。

1、議員総会の開催について。

3月23日水曜日、本会議終了後、本会議場において議員総会を開催し、今後の議会だよりの編集内容等について、議会広報編集委員会の考えを委員長が説明します。

2、政務活動費について。

令和4年度の交付申請書及び令和4年4月分から9月分の請求書を3月23日水曜日までに、令和3年度の収支報告書を4月15日金曜日までに議会事務局へ提出します。

3、議員互助会役員会及び総会の開催について。

6月定例会に開催します。それまでの間に、令和4年度予算において、緊急の支出等が生じた場合は、議長と議会事務局に判断を一任します。

4、その他。

アとしまして、3月11日金曜日、一般質問の第1日目の黙とうについて。

東日本大震災の犠牲となられた方々に対し、哀悼の意を込めて、午後2時46分から黙とうをささげます。質問の途中の場合は暫時休憩とします。

イ、議員と理事者（定年退職予定者を含む）との懇親会について。

例年3月定例会最終日に開催していますが、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策として、中止することを決定しました。

以上、報告させていただきます。

(11番議員降壇)

○議長 佐藤 茂君

どうもありがとうございました。

消毒作業のため、暫時休憩といたします。

(午前9時15分)

○議長 佐藤 茂君

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前9時16分)

○議長 佐藤 茂君

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、12番奥田信宏君、13番安藤洋一君を指名いたします。

○議長 佐藤 茂君

日程第2 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月23日までの22日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、会期は22日間と決定いたしました。

○議長 佐藤 茂君

日程第3 選挙第1号「海部地区環境事務組合議会議員の選挙」を行います。

提案理由の説明を求めます。

○議会事務局長 小島昌己君

それでは、ご提案申し上げます。

選挙第1号、海部地区環境事務組合議会議員の選挙。

海部地区環境事務組合議会議員の選挙を行うものとする。

令和4年3月2日提出、蟹江町議会。

提案理由。

この案を提出するのは、組合議会議員の任期満了に伴い、必要があるからである。

参考といたしまして、海部地区環境事務組合議会議員の任期は、2年でございます。

規約第5条第2項に基づきまして、現在、令和2年4月1日から令和4年3月31日までを任期といたしまして、吉田正昭議員にお世話いただいております。

次、選出される方の任期といたしまして、令和4年4月1日から令和6年3月31日の任期となっております。

以上でございます。

よろしく願いいたします。

○議長 佐藤 茂君

提案理由の説明が終わりましたので、選挙第1号は精読にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

それでは、異議なしと認めます。したがって、選挙第1号は精読とされました。

なお、選挙第1号の選挙につきましては、午前の休憩時間に総務民生常任委員会を会議室で開催いたしまして、組合議会議員の選出をお願いしたいと思います。また、選出されましたら、議長までご連絡のほどよろしくお願いいたします。

○議長 佐藤 茂君

日程第4 同意第1号「蟹江町副町長の選任について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長 横江淳一君

それでは、ご提案を申し上げたいと思います。

同意第1号、蟹江町副町長の選任について。

蟹江町副町長を次のとおり選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求める。

令和4年3月2日、蟹江町長、横江淳一。

住所でありますけれども、愛知県名古屋市中川区助光一丁目1402番地、ライオンズ伏屋第2-504号。

氏名、加藤正人(まさひと)。生年月日、昭和31年7月12日。

提案理由でありますけれども、この案を提出するのは、河瀬広幸副町長の任期が令和4年3月31日をもって満了となり、後任の副町長を選任する必要があるからでございます。

私からも、推薦をさせていただきたいと思います。

詳しいことにつきましては、また、お聞きをいただければいいんですけども、加藤正人さんは、人柄は大変温厚な方であります。何事にも真摯に向かい、取り組まれる誠実な方でございます。愛知県職員としての長い公務員生活の中で、蟹江町に総務部主幹として3年間派遣をされました。また、平成21年度、22年度は、輝来都（きらっと）かにえ・総合計画検討会議座長として、蟹江町の行政支援や財政運営の助言並びに指導にご尽力をいただいたところであります。さらには、愛知県では、東三河総局長や農林水産部長を歴任され、愛知県下の行政運営には深く見識をお持ちであるとともに、退職後は、愛知県市長会事務局長を務められました。

このような多様な経歴を重ねた方でございます。蟹江町の副町長としてふさわしい方であると考えてございますので、議員の皆さんの同意を賜りたく、よろしくお願いを申し上げます。

以上であります。

○議長 佐藤 茂君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

○9番 中村英子君

9番 中村です。

今日、ご提案、新しい副町長ということでご提案ありました。

この方、今、ざっと聞いたところ、県の職員の方であったというふうですが、そこで、蟹江町の副町長の場合、従来、職員の中からということがやられてきたことではないかなというふうに思います。

それで、私は、先回も女性の方はどうだろうかというような提案もさせていただいたところですが、この蟹江町の職員でもなく、県の職員であり、また、女性というのは、今すぐは難しいかも分かりませんが、経過の中で、町長は職員に打診したり、または、OBもいたかと思うんですけども、そのようなことをされたというようなことがあるのか。どのような選出の経過があったのかということをお伺いしたいと思います。

○町長 横江淳一君

それでは、ご答弁をさせていただきたいと思います。

中村議員おっしゃるように、中村議員、議員経験が大変長い方でありまして、やはり議会の大先輩でありますので、十分ご承知おきをいただいている上で、多分、ご質問をいただいていると思いますので、その点をご理解をさせていただきたいと思います。

まず、蟹江町の歴代の副町長さんというのは、確かに、小さな町でありますので、地域を

しっかり熟知した人が選ばれるというのが通例であったというように私も思っております。私自身も、町長に就任いたしました平成17年4月の時点では、副町長が不在という状況が数カ月、実は続きました。その大変苦しい時代の中で、議員各位のご協力をいただいて、何とか蟹江町をここまで引っ張ってこることができたんでありますが、そのときに、やはり、河瀬副町長が選任される前の水野一郎さんという方も、ご尽力をいただいているのも事実であります。

また、中村議員からは、女性のということもご意見ございまして、そのことについて、選択肢がないわけではございませんというご答弁をさせていただいたのも事実であります。

今回につきましては、いろんな職員の配置、それから、これからの人事の問題等々を踏まえた上で、数人の方には、個人的にはお話をさせていただきました。しかしながら、全体を考えた中で、これから非常に厳しい財政状況が、今回、全員協議会でお示しをいたしますけれども、そういう状況の中で、県とのしっかりしたパイプがある方がひょっとしたらいいんじゃないかという、そういう考え方ももともとございましたので、私の中で人選をし、いろんな方とご相談を申し上げ、しかも地方自治体に詳しい方、なかなか、そういう条件を入れますと、ふるいにかからないわけではありますが、実際、この加藤正人さんという方は、今現在もたまたま蟹江町庁舎へみえて、第4次総合計画の立て役者であります。私も大変印象深い方でありましたので、お話をさせていただきました。そもそも、現職員、OBの方と同じスタンスでお話をさせていただきました。

非常に快く受けていただいた状況ではありました。大変急な話でありましたので、結論をいついつまでにとということでお話をさせていただき、ひょっとすると不調に終わるのかなというように思いながらも、でも、ご期待に沿っていただけることになりましたので、詳しい中身については、個人情報等々ございますので差し控えさせていただきます。しかし、加藤正人さんについては、本当に素晴らしい方だというふうに私自身は思っておりますので、何とぞ、ご同意のほどよろしくお願いいたします。

○9番 中村英子君

町長が推薦する方ですので、それだけの方だというふうに理解をしておりますので、この方そのものについてとやかく言うということは私は思っておりませんが、従来のやり方と違うというところで、職員の中に、町長が思うような人材というのがいなかったのか。蟹江町の職員の中に、この人ならどうだろうかという人がいなかったのか。町長の意中の人、これでどうだろうかというような、そういう職員の中での意中の人といえますか、この人でどうだろうという方がいなかったのか。実際にはいて、打診はしたけれども、駄目だったのか。これはちょっと具体的な話にはなりますけれども、その辺のところは、果たしてどうだったんだろうかなというふうに思いますので、その点について、ちょっとお伺いをしたいと思います。

県の方なら県の方でそれだけのメリットも蟹江町にあるかと思えますし、また、庁舎内についてあまり詳しくないということであれば、また、それだけのデメリットもあるかもしれませんよね。そういうことでありますので、1人の方が全方位的にできるということになると、やっぱり町の職員というところに落ち着くこともありますので、今申し上げましたように、人材的にいないという結論なのか。意中の人がいたけれども、それが不調に終わったのか。その辺のところはどうだったんだろうかなということでお伺いをしたいと思います。

○町長 横江淳一君

具体的なことにつきましては、大変シビアな話でありますので、控えさせていただきたいと思えます。

ただ、全ての方にお話をさせていただき、例えば、役場の職員であり、また、役場以外のOBの方であり、蟹江町在住の方であり、適切な方がたくさんおみえになれば、当然、何人かの方に個人的にいろいろお話合い、直接ではない、ストレートではないんですけども、お話をさせていただいた事実はございます。ただ、この人が駄目だから、次に。この人が駄目だから、次にというふうな、そんな失礼なことができるはずがございません。

我々としては、私が町長在任中、水野一郎元副町長さん、河瀬現副町長さんも含めて、部長経験者であります。全体をしっかりと把握しているとはいえ、いろんなセクションのあるところで、多分、スタートは一緒だというふうに私は思っています。ただ、そんな中で、県の職員であり、市長会の職員であるということは、町村会にも精通をしているということも重々私も理解をしておりますし、実際、第4次総合計画を、中村議員もご存じのように、キラッとかにえ 明るい未来が見えるまち、これをワークショップを開いて、初めての手法で、民間の方の力を入れながら、協働で総合計画をつくり上げたという、その一番の要になって、扇子の要になっていただいた方でもありますので、蟹江町の状況もしっかりと把握してみえるということで、私はこの方にターゲットを絞り、言い方がおかしいですけども、焦点を絞って、お願いをしたというのが事実であります。

ほかの方にいろいろお話をしたんですが、やはり、次の時代のことを考えると、彼がということで、私自身が推薦をさせていただいたのが現状でありますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○9番 中村英子君

今のお話ですと、職員のほうにも打診はあったんでしょうかね。ないんでしょうかね。ちょっとそれはよく分かりません。

私は思うに、町の職員の中に、この事務方のトップを決めるということについて、適切な人材がいなかったのかということは、ちょっとこれもクエスチョンマークだなと。そのような人たちが育ってきていないのかということも考えるわけですよ。ですから、こだわりはしま

せんけれども、その辺がもし責任者がいないというようなことが実態であるなら、これまた一つの問題でもあるなと思わざるを得ないということを、まず申し上げておきたいと思いません。

それから、今もすぐ私は女性をしなさいとか、女性がいいじゃないかとか言いましたけれども、それは難しいかもしれませんが、このことに関して、どこどこに、ちょっと女性の方でというようなことで、ちょっと町長の脳裏には、そういう人もちらほらいたのか、全くいないのか。全くそれは選択肢に入っていなかったのか。その女性のことについても、どのようなことがあったのか、なかったのか。ちょっとその辺についてもお伺いをしておきたいと思えます。

○町長 横江淳一君

中村議員にご答弁差し上げたとおり、女性の代表者、女性のマネジャーについては、もうこうやって今現在、5人の女性マネジャーがおります。そのことと同様で、行政方のトップも女性をという選択肢がなかったわけではございません。ただ、結果的にこういうふうになったということだけご理解をいただきたいと思えますし、一つだけ言っておきたいのは、適切な人事配置ができなかった。それだけの事務方の人がいなかったということではございません。逆に言うと、あまりにもたくさん適切な方がおみえになるので、誰にしたらいいかと迷ったほうでありまして、我々としては、次の時代を考えていく、やっぱり行政方のトップを見つけていかなきゃいけない。それが町長の役目だと思っておりますし、当然、教育長も含めて、特別職がしっかりとタッグを組んでいかないと、小さな地方自治体でありますので、非常にもろい話になってしまいます。そういう意味で、それと、今回は、熟知させていただいたこともありますので、全てを集約して、今回、この方ということに決めさせていただいたことだけはご理解いただければありがたいと思えます。

以上です。

○5番 板倉浩幸君

5番 板倉です。

今、中村議員からの質問があったとおりに、僕も、この加藤さんを全然知らないんですね。そういうことで、突然、名前が出てきて、先輩議員たちに聞いても、うーんと、あまり印象がないのかなと思うんですけれども、今、町長答弁したように、いろんな選択肢があったと思います。本当の意味で。飛島村、大治町の例もあるし、いろんな民間、大治町議会の議員がやるというのもどうかと思うけれども。そんな選択肢の中で、今まで、実際、自分としても、今の職員の中で、副町長を選任するような人物がいらないとは思わないんですけれども。その辺を、女性の副町長ということも、本当、やれば目立つかなと思います。そういうことで、実際、この方に、本当に、町長が本当に推薦して、探してきた人物。ちょっとその辺をもうちょっと、いろんな選択肢の中で、どうしてこの人にしたのかというのが、もうち

よっと自分の気持ちに、議員にもうちよっと落ちるように、もうちよっと説明くれないかなと思うんですよ。難しいですか。

○町長 横江淳一君

私も、今、5期目に入っております。蟹江町のいろんなところを見てきました。代表質問で、また、いろいろなお質問をいただくわけでありますが、決して満足な町長ではないというふうに私自身もいつも考えております。少しでも、一方でも前に進めればよいなということで、議員の皆さんのご協力を得ながら、この蟹江町、133年目に入りますけれども、前に進めていく中で、先ほど、中村議員の答弁にも言いましたように、平成7年4月になったときに、副町長が不在だったんです。これはもう議員各位、ご存じない議員さんはいないと思います。大変厳しい状況でありました。コンピューターの後処理もございましたし、いろんなところで、午前中は副町長室に入り、決裁をし、行政のチェックをし、議員として全く浅学な自分ができるだろうかというジレンマにも陥りました。正直に言って。

こんな状況で蟹江町を引っ張っていけるだろうか。体調もおかしくなったのも事実であります。数カ月の中で、議員各位にはお願いをし、副町長を置かない条例を可決したんでありますけれども、私も議長として、皆さんと一緒に立場で議会を見てきました。そんな中で、理事者側に回って、副町長の存在、そして、教育長の存在、本当に大きなものを感じたわけでありますので、行政のトップ、政治のトップがやっぱりしっかりとタッグを組まないと、この蟹江町はらちが明かんぞという考えになった中で、副町長を水野一郎さんをお願いをいたしました。

大変行政経験が長い方でありました。ただ、事情があって、住所を変われてしまうということで、本来、そのまま続けていただきたいということもあったわけでありますが、今の河瀬現副町長にお願いをし、本当に12年間、心血を注いでやっていただきました。彼に代わる逸材は、すぐ見つかるわけじゃありません。しかしながら、やっぱり、年齢を考えたときに、我々もそうでありますけれども、やっぱり思考能力の低下だとか、特別職の、今、教育長も若返りました。皆さんにご同意をいただきました。この三役がしっかりとしたトライアングルをつくっていかないと、地方自治体は前へ進まないわけであります。

そういう意味で、自分の責任の下、この加藤さんを皆さんにご推薦を差し上げました。決して、場当たりの決めたわけではございませんし、実際、我々としても、まだ未知数の部分がたくさんございます。少なからず、県とのパイプはあるということも十分分かりますし、材料としてはいろんないい材料はありますが、ひょっとしたら負の材料も出てくるかも、これは分かりません。これは、しっかりと私も任期のうち、頑張ってやってまいりたいと思いますし、議員各位にも、いろんなお願いをすることがあると思いますけれども、ぜひともご同意を賜りますように。

ただ、彼の人物像を詳しくといっても、私も、四六時中、一緒にいるわけじゃありません。

ただ、市長会の事務局長という形で、町村会とのつながりが大変多かったということで、非常に行政のさばく能力が高いです。そういう意味で、温厚でありますし、蟹江町周辺のこと、ほかの自治体のこともしっかりと熟知をしてみえる方でありますので、蟹江町にとって、これからの蟹江町にとって素晴らしい方だというふうに私自身は思っておりますので、何とぞ、板倉議員もご理解をいただければありがたいと思いますし、また、あれでしたら、ゆっくり説明を差し上げたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長 佐藤 茂君

それでは、以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております同意第1号は精読にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

それでは、ご異議なしと認めます。したがって、同意第1号は精読とされました。

○議長 佐藤 茂君

日程第5 議案第2号「令和3年度蟹江町一般会計補正予算(第10号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 浅野幸司君

それでは、ご提案申し上げます。

議案第2号、令和3年度蟹江町一般会計補正予算(第10号)。

令和3年度蟹江町の一般会計補正予算(第10号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13億2,682万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ141億3,209万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

繰越明許費。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表、繰越明許費による。

債務負担行為の補正。

第3条、債務負担行為の変更は、第3表、債務負担行為補正による。

地方債の補正。

第4条、地方債の追加及び変更は、第4表、地方債補正による。

令和4年3月2日提出、蟹江町長、横江淳一。

では、5ページのほうをお願いいたします。

第2表、繰越明許費。

2款総務費、1項総務管理費、事業名が住民情報管理事業、この管理事業はじめ5事業、合計で5億262万4,000円を翌年度に繰り越して事業を行うものでございます。

内容につきましては、後ほど、お目通しをお願いいたします。

続きまして、第3表、債務負担行為補正。

変更分といたしまして、外国語指導業務委託料。補正後の限度額を4,573万8,000円に変更。それから、学校図書館システム機器借上。限度額を1,217万9,000円に変更でございます。こちらのほう、入札等を経まして、契約締結をした後の補正でございます。

それから、第4表、地方債補正。

追加分といたしまして、須西小学校トイレ改修事業の限度額を9,090万円に設定。それから、学戸小学校トイレ改修事業。限度額を7,020万円に設定させていただくものでございます。

起債の方法、利率、それから償還の方法につきましては、後ほど、お目通しをお願いいたします。

6ページにまいりまして、変更分といたしまして、自由通路等整備事業の限度額を2,910万円の減額補正をさせていただくものでございます。それから、街路整備事業、限度額を200万円減額。それから、源氏泉緑地護岸緊急改修事業を950万円の減額補正させていただくものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、後ほど、お目通しをお願いいたします。

では、続きまして、10ページ、11ページをお願いいたします。

10ページ、11ページ、歳入予算でございます。

今回の3月の補正案につきましては、決算見込額を推計いたしまして、精査した結果の減額が主なものでございます。大変、内容、項目等が多ございますので、主な増減部分を抜き出しまして、中心にご説明をさせていただきます。

では、歳入補正でございます。

1款町税でございます。

全体として、補正額が1億7,581万円の増額補正でございます。主なものといたしまして、個人町民税の増によるものでございます。

それから、3款から9款です。3款の利子割交付金から9款の環境性能割交付金、いわゆる県税の交付金等でございますけれども、合わせて1億3,400万円の増額補正でございます。いずれも、県税の決算見込みに基づくものでございます。

それから、続きまして、11款の地方交付税でございます。

11款の地方交付税、補正額が4億1,065万3,000円の増額補正でございます。こちらのほう、増額要因といたしましては、再算定によります増額分と交付実績に基づくものでございます。

それから、12、13ページにまいりまして、国庫支出金でございます。

15款の国庫支出金、1目、民生費の国庫負担金でございます。国庫支出金全体としまして、補正額のほうが8,121万5,000円の増額補正でございます。主なものとしまして、民生費の国庫負担金、施設給付費負担金が3,054万2,000円の増額補正でございます。こちらのほう、公定価格、いわゆる私立認定こども園の国が定める保険料でございますけれども、公定価格における各種加算認定による増加分でございます。増加に伴うものでございます。

それから、14ページ、15ページをお願いいたします。

14ページ、15ページ、16款の県支出金、1目民生費の県負担金でございます。県支出金としまして、全体の補正額が4,640万8,000円の増額補正でございます。主なものといたしまして、民生費県負担金の保険基盤安定負担金、こちらのほうが4,520万円の増額補正でございます。こちらのほう、交付確定に伴うものでございます。

それから、16、17ページにまいりまして、19款繰入金でございます。

19款の繰入金、補正額が1億2,100万円の、こちらのほう、減額補正でございます。内訳といたしまして、減債基金繰入金、こちらのほうが6,000万円の減額。公共施設整備基金繰入金としまして6,100万円の、それぞれ減額補正でございます。それぞれの基金へ積み戻しをするものでございます。

それから、20款の繰越金、補正額が4億7,215万7,000円の増額補正でございます。繰越金の内訳としましては、前年度繰越金でございます。毎年、この年度末にほぼ全額を充当させていただくものでございます。

最後に、22款の町債、補正額のほうが1億2,050万円の増額補正でございます。主なものといたしまして、教育債、須西小学校トイレ改修事業債が9,090万円の増額、それから、学戸小学校トイレ改修事業債といたしまして7,020万円の増額補正でございます。こちらのほう、いずれも国の交付金、学校施設環境改善交付金でございますけれども、交付金を活用いたしまして事業を執行するための費用でございます。

以上が歳入補正の主なものでございます。

続きまして、18、19ページをお願いいたします。

歳出補正でございます。

ここから歳出でございますけれども、主な増額補正を中心にご説明をさせていただきます。

まず、2款総務費、1項総務管理費、4目財産管理費でございます。内訳として、説明欄、財産管理事務費、公有財産購入費といたしまして、公共用地購入費で、補正額が2,319万8,000円の増額の補正でございます。こちらのほう、土地取得特別会計の財産状況を全般的に整理を今回させていただきましたことに伴いまして、土地取得特会から買い戻しをさせて

いただくものでございます。

それから、少し飛びまして、22ページ、23ページをお願いします。

22ページ、23ページでございます。

2款総務費、1項総務管理費の6目です。減債基金費でございます。補正額が2億3,000万円の増額補正でございます。内訳として、説明欄でございます。減債基金管理費の減債基金積立金でございます。こちらのほうは、普通交付税の再算定後に交付される額を積み立てをさせていただくものでございます。

同じく、2款の8目の財政調整基金費、補正額が7億3,116万8,000円の増額補正でございます。内訳としまして、説明欄でございます。財政調整基金管理費、財政調整基金積立金としまして7億3,021万2,000円の増額、それと、預金利子積立金としまして、95万6,000円のそれぞれ増額補正でございます。今回、歳入歳出超過分や令和2年度の決算剰余金などを積み立てるものでございます。

それから、続きまして、32ページ、33ページをお願いします。

こちらのほうから民生費に入ります。

32ページ、33ページでございます。

3款の民生費、1項社会福祉費、1目の社会福祉総務費でございます。

前ページにございますように、全体の補正額が7,552万1,000円の増額補正でございます。主な増額補正の内訳としまして、説明欄でございます。国民健康保険繰出事業でございます。国民健康保険事業特別会計繰出金としまして、補正額が8,753万1,000円の増額補正でございます。増額の理由といたしましては、国費、県費等の確定によるものでございます。

それから、少し飛びまして、36ページ、37ページをお願いします。

同じく民生費でございます。36ページ、37ページでございます。

民生費、3款民生費、2項の児童福祉費、4目の保育所費でございます。4目の保育所費としましては、補正額が1億604万円の増額補正でございます。主な増額補正の内容としては、説明欄でございます。保育所施設整備事業、公有財産購入費としまして、保育所用地購入費が1億114万6,000円の増額補正でございます。こちらのほうも、先ほど少し触れましたけれども、行政目的が確定しました、こちらは3カ所の用地を土地取得会計から買い戻しをさせていただくものでございます。

それから、もう一つ、民間保育所運営費としまして、委託料と扶助費、合わせて3,779万6,000円の増額補正でございます。こちらのほう、いずれも公定価格の加算認定によるものでございます。

続きまして、38ページ、39ページをお願いします。

4款にまいります。

38ページ、39ページ、4款の衛生費でございます。2項清掃費、1目ごみ処理費ござい

ます。補正額が1,387万5,000円の増額補正でございます。内訳として、説明欄でございます。ごみ処理管理費、公有財産購入費としまして、ごみ集積場用地購入費が1,387万5,000円でございます。こちらのほう、ごみ集積場2カ所の用地費用を特別土地取得特会から買い戻しをさせていただくものでございます。

それから、続きまして、少し飛びますけれども、42ページ、43ページをお願いします。

42ページ、43ページ、続きまして、土木費でございます。

7款の土木費、2項道路橋梁費、2目道路新設改良費、補正額が108万9,000円の増額補正でございます。内訳として、説明欄でございます。道路新設改良事業、公有財産購入費、町道用地購入費としまして、同額でございます。こちらのほうも、土地取得特別会計からの買い戻しでございます。

それから、少し飛びまして、46ページ、47ページをお願いします。

同じく土木費でございます。

4項の都市計画費、6目の公共下水道費でございます。補正額が2億円の増額補正でございます。内訳として、説明欄でございます。公共下水道事業、下水道整備基金積立金として、2億円の増額補正でございます。今後の整備事業費の増加に備えるために、基金に積み立てをさせていただくものでございます。

それから、少し飛びますけれども、50ページ、51ページをお願いいたします。

9款教育費でございます。

2項小学校費、1目の学校管理費でございます。補正額のほうが1億8,063万円の増額補正でございます。こちらのほう、小学校施設整備事業といたしまして、委託料と工事請負費、合わせまして1億8,202万9,000円の増額の補正でございます。先ほど、少しお話ししましたように、国の補正予算によります補助金の内示を受けまして、小学校2校のトイレ洋式化工事の事業費を計上させていただくものでございます。

説明は以上でございますけれども、なお、人件費の補正、毎年、3月のこの時期に補正をさせていただくんですけれども、人件費につきましては、総額で8,840万円の減額補正を予定しております。

以上のとおり提案させていただきますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長 佐藤 茂君

それでは、提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第2号は精読にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第2号は精読とされました。

○議長 佐藤 茂君

日程第6 議案第3号「令和3年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 寺西 孝君

ご提案申し上げます。

議案第3号、令和3年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）。

令和3年度蟹江町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

令和4年3月2日提出、蟹江町長、横江淳一。

8ページ、9ページをお願いいたします。

歳入でございます。

4款1項1目保険給付費等交付金、説明の1、保険給付費等交付金（普通交付金）マイナス8,753万1,000円。

続きまして、6款1項1目一般会計繰入金、説明の1番、保険基盤安定繰入金（軽減分）5,042万円、説明の2、保険基盤安定繰入金（支援分）2,954万3,000円、説明の3番、財政安定化支援事業繰入金756万8,000円。歳入につきましては、精算、または額の確定に伴うものでございます。

10ページ、11ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款1項1目一般被保険者療養給付費、続きまして、3款1項1目一般被保険者医療給付費分、歳出につきましては、財源内訳を変更するものでございます。

以上でございます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長 佐藤 茂君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（発言する声なし）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第3号は精読にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第3号は精読とされました。

○議長 佐藤 茂君

続きまして、日程第7 議案第4号「令和3年度蟹江町土地取得特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 浅野幸司君

それでは、ご提案申し上げます。

議案第4号、令和3年度蟹江町土地取得特別会計補正予算(第1号)。

令和3年度蟹江町の土地取得特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入補正予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,980万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,981万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

令和4年3月2日提出、蟹江町長、横江淳一。

8ページ、9ページをお願いいたします。

歳入予算でございます。

先ほども少し一般会計のほうで触れましたけれども、今回の補正案、特会の補正案につきましては、一般会計から買い戻しをさせていただいた土地売払収入を歳入で受けまして、歳出予算により、土地開発基金へ同額を償還、戻し入れをさせていただくものでございます。

歳入予算でございます。

1款財産収入、2項財産売払収入、1目土地売払収入、補正額が1億3,980万6,000円の増額補正でございます。

10ページ、11ページをお願いします。

歳出予算でございます。

3款諸支出金、1項諸支出金、1目土地開発基金償還金、補正額は同額の1億3,980万6,000円の増額でございます。内訳といたしまして、土地開発基金償還金、土地開発基金償還金としまして同額を計上するものでございます。

以上のとおり提案させていただきますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長 佐藤 茂君

それでは、提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第4号は精読にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第4号は精読とされました。

○議長 佐藤 茂君

日程第8 施政方針を行います。

横江町長から施政方針の申し出がございましたので、これを許可いたします。

横江町長、ご登壇ください。

(町長登壇)

○町長 横江淳一君

本日、ここに、令和4年第1回蟹江町議会定例会の開会に当たり、提出をさせていただきます議案の説明に先立ちまして、令和4年度の町政運営に対する私の基本的な考え方、そして、主要施策について申し述べさせていただきます。

私が5期目の町政をお預かりをさせていただきます。はや1年が過ぎようとしております。昨年は、令和2年に続き、新型コロナウイルス感染症対策に追われた1年でした。全国的にも新型コロナウイルス感染者数が増減を繰り返し、行われました東京オリンピック・パラリンピックは、一部の会場を除いて無観客での開催となり、社会に大きな影響を与え続けておりました。

当町におきましても、緊急事態宣言の発令や延長、まん延防止等重点措置の適用が繰り返される中、町民・事業者の皆様方には、不要不急の行動の自粛や飲食店等に対する休業・営業時間の短縮要請、イベントの開催制限などなど、感染防止対策の徹底をお願いをさせていただきました。

また、感染拡大を防ぐためのワクチン接種は、5月から接種予約の受付を開始をし、10月末までに、町民の7割を超える方に2回目のワクチンを接種をしていただきました。

本年も引き続き、町民の皆様方の安心・安全な暮らしを守るため、新型コロナウイルス感染症対策に取り組んでまいりますので、議員の皆様方には、ご理解と深いご協力をお願いいたしますとともに、令和4年度の予算案をはじめ関係諸議案のご審議をお願い申し上げます。

まず始めに、令和4年度の当初予算の説明をさせていただきます。

一般会計につきましては、前年度比5.5%増の115億5,416万1,000円、特別会計につきましては、計5会計で前年度比3.0%増の74億1,290万4,000円、企業会計につきましては、計2会計で前年度比20.7%減の28億1,827万1,000円、総額217億8,533万6,000円の予算を編成をさせていただきました。

それでは、令和4年度の主な施策について、第5次蟹江町総合計画の分野別計画に掲げる5つの枠組みに沿って、ご説明を申し上げます。

まず、分野1、子育て・健康・福祉、「ふれあい、ささえあい」ホッとやすらぐまちづくりでは、次に掲げる事業を進めてまいります。

1、子育て包括支援事業につきましては、子育て家庭と妊産婦等を支援するために、児童相談所や子育て世代包括支援センター等の関係機関と情報共有をし、実態把握や相談支援を行う子ども家庭総合支援拠点を設置をいたします。

全ての子どもを大切に守り育てるためには、妊娠期から切れ目なく、地域が子育て家庭とつながり、そして、支えることが必要であります。そのため、児童虐待対策を含む新たな子育て支援の拠点となる子ども家庭総合支援拠点と母子保健の拠点となる子育て世代包括支援センターが両輪で、要支援児童や要保護児童等を一体的に支援する体制づくりを推進してまいります。

また、ファミリー・サポート・センター事業につきましては、近年の依頼会員の増加に対応するため、蟹江西子育て支援センター内にファミリー・サポート・センターを移設をいたします。蟹江西子育て支援センターや多世代交流施設「泉人（せんと）」内のキッズスペースを活用するとともに、休日も含めて子どもの預かりを行うことで、利用者の拡大を図ってまいります。

2、保育、幼児教育、そして、学童保育事業につきましては、3歳未満児の入所希望者の増加に応えるため、須成東幼稚園を幼保連携型認定こども園として開設をいたします。乳幼児に必要な教育や保育が安心して受けられる環境をつくとともに、子どもたち一人一人が心身ともに成長していく施設となるよう支援をしてまいります。

また、核家族化や共働き世帯の増加に伴い、保育・学童保育の利用希望者が依然として多い状況を踏まえ、新たに舟入保育所での早朝・延長保育を開始をし、子育てしやすい環境を整えてまいります。

3、高齢者福祉事業につきましては、介護サービスの充実を図るため、社会福祉法人と協働をして、地域密着型特別養護老人ホーム「あおぼの郷」を開設をいたします。町内在住で、自宅で介護を受けることが困難な方が、安心して住み慣れた地域で暮らせるよう、小規模施設ならではの明るく家庭的な特性を生かした地域密着型の特別養護老人ホームの運営を支援をしてまいります。併設をする認知症対応型グループホームにおきましては、少人数の中でなじみの関係を築き、心身の状態を穏やかに保ちながら、認知症の症状の改善や進行の防止を図ります。

また、移動や外出に困難を抱える高齢者の移動支援事業につきましては、公共交通の空白地域であります鍋蓋新田、南、舟入地区において、地域住民が主体となって移動支援ボランティア「かにあし」の活動を行っていただいております。トヨタ・モビリティ基金を活用しておりますが、助成期間終了後は、移動支援ボランティア事業運営委員会へ補助金を交付することで、引き続き、住民同士の支え合い活動を促進をし、地域共生社会の実現を図って

まいります。

4、障害者福祉事業につきましては、障害のある方の自立生活を支え、それぞれが抱える課題の解決や適切なサービスの利用に向けて、町、相談支援事業所であります町社会福祉協議会、愛厚弥富の里、青い鳥医療療育センター及び各種福祉サービス事業所の各主体が連携をして、きめ細かな支援を提供をしております。

また、基幹相談支援センターの機能を併せ持つ海部南部権利擁護センターでは、障害者福祉に関する地域の相談支援の中核拠点として、関係機関の連携強化に努め、より専門的な相談支援体制を整えてまいります。

5、健康増進事業につきましては、子宮頸がんの予防を目的とするHPVワクチンの積極的な接種勧奨を再開をいたします。

年間1万人近くの女性が子宮頸がんを発症し、約3,000人の方が亡くなっております。HPVワクチンの予防接種においては、平成25年度に、国が定期接種として、小学校6年生から高校1年生相当までの女性を対象に接種を進めてまいりましたが、接種開始から間もなくして、副反応事例等により接種の勧奨が控えられました。そのため、約8年ぶりに積極的な接種の勧奨が再開されることに伴い、これまで接種機会を逃した現在16歳から25歳までの女性を含め、対象者にはHPVワクチンの安全性を丁寧に説明をし、適切に接種を進めてまいります。

また、骨髄移植、臓器移植、抗がん剤治療等の医療行為を受けた方は、定期予防接種で得られた免疫機能を失うことがあります。そのため、これまで接種済みの定期予防接種の予防効果が期待できないと医師に判断された方を対象に、再接種費用の助成を行ってまいります。

次に、分野2、教育・文化、「歴史・文化・愛着」誇りを育むまちづくりでは、次に掲げる事業を進めてまいります。

1、学校教育事業につきましては、児童生徒に対するICT機器を活用した授業の充実を図るため、引き続き、各小中学校へICT支援員を派遣をし、授業への助言や教員のスキルアップを補助してまいります。

また、災害や新型コロナウイルス感染症の拡大等により、学校が臨時休業する場合等に対応するために、タブレット端末の自宅への持ち帰りを試行し、子どもたちの学びが止まることのないよう努めてまいります。

さらに、特別な支援を必要とする児童生徒に対し、補助教員の充実を図るとともに、外国にルーツを持つ児童生徒に対しては、日本語指導員の充実を図ることで、よりきめ細かな支援体制を構築し、不登校の予防、解決につなげ、子どもたちの教育を受ける権利の保障に努めてまいります。

そして、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待等の問題を抱える児童生徒の課題に対応するために、スクールソーシャルワーカーを配置をいたします。学校だけでは解決が難しい問

題に対し、福祉、または教育の分野において、専門的な知識及び技術を有するスクールソーシャルワーカーが、児童相談所、福祉事務所、保健・医療機関、警察等の関係機関と連携をし、児童生徒とその置かれている環境に働きかけることで、問題解決を図ってまいりたいと思います。

外国語指導助手派遣事業につきましては、小学校英語教科化に伴い、小学校に派遣する職員を2名に増員をいたします。ネイティブスピーカーによる英語教育の提供を強化をすることで、児童が外国語や外国人により興味や親しみを持つことにつなげてまいりたいと思います。

学校施設につきましては、国の補助金を活用し、須西小学校北館及び学戸小学校の管理棟のトイレを洋式化をし、児童生徒の学校環境の改善を図ってまいります。

2、生涯学習事業につきましては、青少年健全育成において、中学生沖縄県読谷村交流事業を継続し、学校生活の違い、文化や習慣などを紹介しながら、読谷村の中学生と交流を図ってまいります。

また、戦争遺跡を体感することにより、平和の尊さを知り、現地の家庭へ民泊することにより、沖縄の歴史文化に触れ、これらの学びや体験を通じて、健全な地域社会に貢献できる人材を育成をしてまいります。

3、歴史文化の継承事業につきましては、蟹江町文化財保存活用地域計画を策定をし、令和5年度の文化庁への申請・認定を目指してまいります。当計画は、3カ年かけて策定に取り組んでおり、令和4年度が計画を完成させる最終年度となります。今後の文化財への取り組みを見える化することにより、町民の皆様により地域で育まれてきた文化財の継承・保存について再認識いただくとともに、「歴史・文化のまち」として、地域の伝統資源を生かしたまちづくりを推進してまいります。

4、図書館事業につきましては、子ども読書活動推進計画に基づき、図書館と町立小中学校の連携を強化する学校図書館システムの整備に取り組んでまいりました。令和3年度までに、全小学校のシステム整備をいたしました。引き続き、中学校のシステムの整備を進めてまいります。

また、図書館の開館から20年以上が経過をし、空調や外壁などに経年劣化が見られます。このため、空調改修工事の設計を行い、施設の長寿命化につなげてまいりたいと思います。

次に、分野3、環境・安全、「住み続けられる」安全・安心なまちづくりでは、次に掲げる事業を進めてまいります。

1、地域環境の保全事業につきましては、舟入斎苑の再整備に取り組んでまいります。斎苑再編基本計画に基づき、舟入区民や名古屋市民の皆様への説明に加え、地質調査及び道路測量を開始をし、愛知県、名古屋市、そして、土地改良区、公安委員会等の関係機関に対して、道路を含めた周辺環境の整備についての協議を開始してまいります。

2、上水道事業につきましては、基幹管路及び重要施設管路の耐震化並びに老朽管の布設替えを促進するとともに、配水施設の老朽対策として、2号配水池と日光川水管橋の改修及び緊急遮断弁の更新を行い、安全で安心な水道水の供給に努めてまいります。

3、下水道事業につきましては、引き続き、学戸新田処理分区において、泉・八幡地区周辺の整備を行い、生活環境の向上と公共用水域の水質改善を図ってまいります。

また、整備が完了した下水道施設についても、中長期的な施設の機能を把握し、適切な維持管理に努めてまいりたいと思います。

4、消防・救急事業につきましては、平成16年度に整備をしました舟入分団の小型動力ポンプ付積載車を更新をし、消防団の機動力を堅持するとともに、消防活動の充実並びに団員の安心・安全に取り組んでまいります。

また、通信指令業務における運営基盤のさらなる強化と、災害情報の一元管理による災害対応能力の強化並びに効率化を図るために、令和7年度から、名古屋市を含む8市町で共同して運用する指令センターを整備してまいります。

5、防災・危機管理事業につきましては、避難所機能の向上を目的として、生理用品の整備や指定避難所の備蓄食料、飲料水を更新をし、避難所生活における良好な環境の確保を図ります。

また、令和3年度に、新たに作成をいたしました高潮ハザードマップをはじめとする各種ハザードマップを活用して、各町内会が開催をする防災学習会等において、出前講座を実施することにより、台風や大雨など、災害時における一人一人の適切な避難行動につなげてまいります。

6、交通安全事業につきましては、高齢者の交通死亡事故が多いことを踏まえ、高齢者に対して交通安全教室を積極的に行うとともに、歩行者及び自転車利用者の指導・啓発を実施をし、交通安全ルールの遵守やマナーの向上に取り組んでまいります。

また、子どもや高齢者の自転車乗車用ヘルメットの購入費用に対する補助事業を拡充をし、ヘルメットの着用を促進することによって、自転車乗車時における交通事故被害の軽減を図ってまいります。

次に、分野4、都市基盤・産業、「ちょうどいい」快適・便利なまちづくりでは、次に掲げる事業を進めてまいります。

1、道路事業につきましては、橋梁点検結果により、蟹江町橋梁長寿命化修繕計画を改定をいたしましたので、道路施設等の長寿命化を目的に、計画的な再整備を図ってまいります。

2、地域公共交通事業につきましては、都市計画道路弥富名古屋線からJR蟹江駅までのアクセス道路となります都市計画道路南駅前線及びJR蟹江駅南側の駅前広場の整備に向け、用地取得を進めてまいります。

3、市街地整備・住環境事業につきましては、近鉄富吉駅南地区の土地区画整理事業を実

施するため、市街化編入の手續きに着手をしまいたします。

また、危険な空き家の除却を促進をするため、除却にかかる費用の一部を補助することによって、快適な住環境の形成を図ってまいります。

4、農業振興事業につきましては、西福田第二排水機場及び福田川河口排水機場の改修を行い、農業生産基盤の整備と優良農地の保全に努めてまいります。

5、観光・シティプロモーション事業につきましては、国の地方創生推進交付金を活用した観光・産業振興プロジェクトを推進をいたします。観光資源発掘事業といたしまして、蟹江町出身の探偵小説家小酒井不木の作品を映画化をすることにより、ショートムービー第4弾を制作するとともに、映像を活用した町内周遊型の謎解きラリーを開催することで、コロナ禍に配慮しながら、長期間にわたって観光誘客に取り組みます。

また、川に親しむ事業として、川沿いの日常を地域の魅力と捉え、観光資源化できるよう、川に親しむワークショップやイベント等を開催をいたします。川沿いの空間の在り方を地域住民や来訪者等と意見交換することで、関係人口の増加を図ってまいります。

情報発信事業といたしましては、名古屋駅周辺におけるサイネージの活用や鉄道の車内広告、民間サイトやSNS等でのバナー広告の掲載など、効果的に観光プログラムやイベント情報を発信をしまいたします。

さらに、令和3年度に取得をいたしました観光センター「祭人（さいと）」の隣接用地を活用して、同施設の駐車場を整備することにより、施設利用者や周辺イベント時における利便性を高めてまいりたいと思ひます。

また、転入促進事業におきましては、町外の若者や子育て世帯をターゲットとして、当町の居住環境、そして、子育て環境、交通利便性等を解説するとともに、移住者への取材・インタビューを通して、蟹江町の暮らしやすい魅力を分かりやすくアピールするガイドブックを作成をし、広く発信することで、当町への移住・定住につなげてまいりたいと思ひます。

次に、分野5、行財政・共生、「みんなで取り組む」元気なまちづくりでは、次に掲げる事業を進めてまいります。

1、共生社会の推進事業につきましては、若い世代ほど解消傾向にあるものの、依然として固定的な性別役割分担意識が根強く残っております。第2次蟹江町男女共同参画プランに基づき、関係機関と連携を図りながら、さまざまな分野において、女性も男性も活躍できる環境づくりや男女共同参画意識の啓発などに取り組み、性別に関わりなく、個性と能力を十分発揮できる男女共同参画社会の実現を目指してまいります。

2、行財政運営事業につきましては、本庁舎において、屋根防水及び外壁等の改修工事を行い、建物の安全性を確保するなど、長期的な視点を持って公共施設の適切な維持管理に努めてまいります。

また、本庁舎における犯罪の未然防止を図るとともに、来庁者が安全・安心にご利用いた

だけるよう、駐車場や出入口等に防犯カメラの設置もいたします。

健全な財政運営につきましては、歳入面において、現在のふるさと納税制度をより効果的に運用するため、寄付受付サイトの増設や全庁を挙げた組織体制によるふるさと納税のプロモーション活動を強化をいたします。

また、利用者の利便性の向上と新たな返礼品の発掘を図ることで、さらなる寄付の獲得につなげ、積極的な歳入の確保に努めるとともに、引き続き、蟹江町の魅力を広く発信をし、地域の活性化に取り組んでまいります。

一方、歳出面におきましては、限りある財源を効率的かつ効果的に活用するため、事業の選択と集中を進めてまいります。

以上、令和4年度の主要施策についてご説明を申し上げます。

最優先課題といたしましては、新型コロナウイルス感染症の対応であります。年が明け令和4年に入り、感染拡大の第6波が到来をし、再び厳しい状況になってございます。当町といたしまして、ワクチンの接種を希望する全ての町民の皆様安心して3回目のワクチンを接種していただけるよう、引き続き、県や医療機関と密接に連携を取りながら、万全の体制を確保してまいります。

また、庁舎内窓口の混雑緩和に向けた各種事業を実施することで、感染リスクの軽減を図りながら、住民サービスの向上につなげます。今年度、新たにマイナンバーカードの申請を短時間で処理できる端末を導入するとともに、マイナンバーカードを用いて、全国のコンビニエンスストアで住民票や印鑑登録証明書を取得できるコンビニ交付サービスを開始をいたします。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化をする中で、不安を抱えながら妊娠期間を過ごし、そして、出生した新生児を抱える世帯への生活支援や事業者が実施をする感染防止等への支援を継続して行うなど、住民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小限に抑えられますよう、感染症対策に取り組みます。

そして、ウィズコロナ時代であっても、町民の皆様の安全・安心な暮らしを確保し、一日でも早く元気で明るい地域社会を取り戻せますよう努めてまいります。

町民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力を賜りますよう心からお願いを申し上げ、令和4年度の施政方針といたします。

ご清聴ありがとうございました。

(町長降壇)

○議長 佐藤 茂君

これで、施政方針は終わります。

ここで、暫時休憩いたします。午前10時50分から始めたいと思います。

(午前10時31分)

○議長 佐藤 茂君

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時50分)

○議長 佐藤 茂君

日程第9 議案第5号「蟹江町個人情報保護条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 浅野幸司君

それでは、ご提案申し上げます。

議案第5号、蟹江町個人情報保護条例の一部改正について。

蟹江町個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和4年3月2日提出、蟹江町長、横江淳一。

蟹江町個人情報保護条例の一部を改正する条例。

蟹江町個人情報保護条例（平成15年蟹江町条例第21号）の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、後ほど改正要点でご説明をさせていただきます。

1 ページの下段の提案理由をご覧ください。

提案理由。

この案を提出するのは、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第2条により、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）が廃止されることに伴い必要があるからである。

なお、2 ページから3 ページまでにつきましては新旧対照表でございますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

それでは、4 ページをご覧ください。

蟹江町個人情報保護条例の一部改正要点。

第2条、定義、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）の廃止に伴い、蟹江町個人情報保護条例で引用する同法律の引用規定を改めるため、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第2項」に変更。

第4条、利用目的の明示、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）の廃止に伴い、蟹江町個人情報保護条例で引用する同法律の引用規定を改めるため、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律第2条第9項」に変更。

附則といたしまして、この条例は、令和4年4月1日から施行する。

以上のとおり提案させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長 佐藤 茂君

それでは、提案説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第5号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託したいと思ひます。これにご異議ございせんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがひまして、議案第5号は総務民生常任委員会に付託することと決定いたしました。

○議長 佐藤 茂君

日程第10 議案第6号「蟹江町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 浅野幸司君

それでは、ご提案申し上げます。

議案第6号、蟹江町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について。

蟹江町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和4年3月2日提出、蟹江町長、横江淳一。

蟹江町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

蟹江町職員の育児休業等に関する条例（平成4年蟹江町条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、後ほど改正要点でご説明をいたします。

2ページのほうをお願いいたします。

提案理由でございます。

提案理由。

この案を提出するのは、育児休業等の取得要件の緩和等に係る事項について、国家公務員の措置との権衡を踏まえ改正する必要があるからである。

なお、3ページから4ページまでにつきましては新旧対照表でございますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

それでは、5ページのほうをお願いいたします。

蟹江町職員の育児休業等に関する条例の一部改正要点。

育児休業をすることができない職員、第2条。それと部分休業をすることができない職員、これは第19条でございます。いずれも在職期間の制限をなくすなど、休業取得の要件を緩和するものでございます。

また、任命権者に対しまして、育児休業を取得しやすい環境の整備に関する措置等の義務付けといたしまして、2つの条文を追加するものでございます。第23条、第24条でございますけれども、2条を追加するものでございます。内容につきましては、後ほどお目通しのほうをお願いいたします。

最後に、附則、令和4年4月1日を施行といたします。

以上のとおり提案させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 佐藤 茂君

それでは、提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第6号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第6号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたします。

○議長 佐藤 茂君

日程第11 議案第7号「蟹江町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 浅野幸司君

それでは、ご提案申し上げます。

議案第7号、蟹江町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について。

蟹江町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和4年3月2日提出、蟹江町長、横江淳一。

蟹江町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

蟹江町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年蟹江町条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、後ほど改正要点でご説明をいたします。

1 ページの下段のほうをお願いいたします。

提案理由。

この案を提出するのは、会計年度任用職員の期末手当の額を改めるために必要があるからでございます。

なお、2 ページにつきましては新旧対照表でございますので、後ほどお目通しのほうをお願いいたします。

それでは、3 ページをお願いいたします。

蟹江町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正要点でございます。

第14条、期末手当、第4項、期末手当の支給割合。令和4年度6月期及び12月期の支給割合を「100分の127.5」を「100分の120」に改正するものでございます。

附則、令和4年4月1日を施行とした。

以上のとおり提案させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 佐藤 茂君

それでは、提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

○5番 板倉浩幸君

5番 板倉です。

今回、議案として、会計年度任用職員の期末手当の引き下げなんですけれども、昨年12月のときにも職員、会計年度任用職員じゃなくて、一般職職員も含め、あと特別職、議員も含めてなんですけれども、この辺が12月、国会でも補正予算通っていると思うんですけれども、その点って、ちょっと関係質問になるかもしれませんが、その辺ってどうなっていくのか、よろしく願いいたします。

○総務課長 戸谷政司君

ご質問いただきました職員、特別職、議員さん方の昨年度の人事院勧告に基づくとところのお話でございますけれども、今回、パートタイム会計年度任用職員につきましては、令和3年度の支給分について調整をしないというところでございますので、こちらのほうをまず来年4月、ごめんなさい、令和4年度分の支給率を下げるというところで条例を出させていただきますところでございます。

職員及び特別職、議員につきましては、支給率を下げるというところは決まっておるところなんですけれども、人事院勧告に基づいて、もう既に支給をされております令和3年度の期末手当について調整をするというところがございますので、そちらのほうにつきましては現在、国のほうで法案として提出されているというところがございますので、そちらが成立し次第、上程をさせていただくという流れになると思いますので、今、準備をしておるところでござ

いますので、もう少し時間をいただくというようなところでございます。

以上でございます。

○5番 板倉浩幸君

ありがとうございます。

ちょっと、たしか12月のときにも臨時議会開いて、なるべく通したいという話伺っていて、今回議案としてないよなと思ったから聞いたんですけれども、一部、ちょっと確認したら、飛島村、大治町がもう出てきているんですよ。何で蟹江町は出てこないかなということで、単純に、出てきている自治体もあるし、出ていない自治体もあるということ、この辺ちょっと分かりましたらお願いします。

○総務課長 戸谷政司君

それでは、ご質問にお答えしたいと思います。

蟹江町の方針といたしまして、基本的に国のほうの法案が通った後に議案としてお出しするというような運用をさせていただいておりますので、現在、閣議決定をされて法案として提出されているような状況でございますので、こちらのほうが近々成立するのではないかとこのころでございますので、そちらの成立を受けて議案としてお出ししたいというところの思いで、今回は上程をさせていただいていないというところでございます。

以上でございます。

○議長 佐藤 茂君

では、他に質疑はないですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第7号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第7号は総務民生常任委員会に付託することと決定いたしました。

○議長 佐藤 茂君

日程第12 議案第8号「蟹江町減債基金条例の一部改正について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○総務部長 浅野幸司君

それでは、ご提案申し上げます。

議案第8号、蟹江町減債基金条例の一部改正について。

蟹江町減債基金条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和4年3月2日提出、蟹江町長、横江淳一。

蟹江町減債基金条例の一部を改正する条例。

蟹江町減債基金条例（平成2年蟹江町条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正の要点は、また後ほどご説明をいたします。

1 ページの下段のほうをお願いいたします。

提案理由でございます。

提案理由。

この案を提出するのは、地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第88号）の成立に伴い、臨時財政対策債を償還するための基金の積立てに要する経費の財源が措置されたことを受けて、減債基金に積み立てた額を将来の償還財源として充てることを可能とする必要があるからでございます。

2 ページにつきましては新旧対照表でございますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

それでは、3 ページをお願いいたします。

蟹江町減債基金条例の一部改正要点。

第5条、処分、第4号、国において臨時財政対策債を償還するための基金の積立てに要する経費の財源が措置されたことを受けて、減債基金に積み立てた額を将来の償還財源として充てることとすることとするため、「又は財源対策のため発行を許可」を「、財源対策又は臨時財政対策のため特別に起こすことができることと」に改正。

附則、公布の日を施行日とさせていただきます。

以上のとおり提案させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 佐藤 茂君

それでは、提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（発言する声なし）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第8号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第8号は総務民生常任委員会に付託することと決定いたしました。

○議長 佐藤 茂君

日程第13 議案第9号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 寺西 孝君

ご提案申し上げます。

議案第9号、蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について。

蟹江町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和4年3月2日提出、蟹江町長、横江淳一。

蟹江町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

蟹江町国民健康保険税条例（昭和36年蟹江町条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、一部改正要点にて説明をさせていただきます。

3ページをお願いいたします。

提案理由でございます。

提案理由。

この案を提出するのは、全世代対応型の社会保険制度を構築するための健康保険法等の一部改正及び国民健康保険財政安定運営に必要があるからでございます。

4ページから19ページにかけては新旧対照表となっております。後ほどお目通しをお願いいたします。

20ページをお願いいたします。

一部改正要点でございます。

当条例の改正要旨につきましては2点ございます。まず、1点目は、財政運営の健全化を図るため、愛知県から示されました標準保険税率により近い形での税率改正を行うもの。そして2点目が、未就学児1人につき均等割額を5割減額する軽減措置を創設するものでございます。

まず、20ページでございますが、国民健康保険税の課税額は、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、そして60歳から64歳の方にお納めをいただきます介護納付金課税額の合算額で成り立っております。

第3条から21ページの第9条の3にかけては、それぞれ変更する税率をお示しをさせていただいております。また、税率改正に伴いまして、低所得の方に対する保険税の均等割額と平等割額の減額措置につきましても変更する必要が生じてまいります。

21ページの第24条第1号から22ページの第24条第3号にかけては、それぞれ7割・5割・2割の軽減についてお示しをさせていただいております。

続きまして、今回、新設となります未就学児の均等割額の減額につきましては、22ページに第24条第2項として新設をし、お示しをさせていただいております。

23ページをお願いいたします。

附則、第1項、施行期日、施行日を令和4年4月1日からとする。

第2項、適用区分、改正後の条例中、保険税に関する部分は令和4年度以後の国民健康保険税から適用し、令和3年度以前の国民健康保険税については、なお従前の例によることと

した。

以上のとおりご提案させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 佐藤 茂君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

○5番 板倉浩幸君

5番 板倉です。

今回、保険税率の見直しということと、新設される未就学児の均等割の5割軽減なんですけれども、まずちょっと、新設される未就学児の均等割の5割軽減なんですけれども、昨年の9月議会でも僕も質問したんですけれども、これがちょっと、今回、もう少し分かる、資料請求なんですけれども、もう少し分かる資料を頂きたいと思います。どんな内容で、国がどれだけによって分かる資料があったら。

それと、今回、この見直しで、国保が県単位化になって3回目になるのかな、見直し。今まで3回の見直しでやってきたんですけれども、ちょっと今回の議案だけだと分かりにくいんですよね。税率が今まで、今回の見直しを含めて、県単位化になってからのもう少し分かりやすい保険税の表みたいなのでいいんですけれども、その辺があったらお願いしたいのと。

もう1点、見直しがあって、未就学児の均等割はもう前から要求されてきたことで、5割って、これは問題は今じゃなくてなんですけれども、影響額、あともう1点の資料請求で、影響額について今回見直しが行われて、所得が100万円、200万円で、家族が何人とかで、影響額があると思うんですよね。今回の見直しについて、影響される、予想されるモデル世帯というのか、その辺があったらお願いしたいと思います。

以上です。

○民生部次長兼保険医療課長 不破生美君

ただいまご請求いただきました3点につきまして、早急に資料でまとめさせていただきますので、よろしくお願いたします。

○議長 佐藤 茂君

それでは、他に質疑がないので、以上で質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第9号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託したいと思ひます。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第9号は総務民生常任委員会に付託することと決定いたしました。

○議長 佐藤 茂君

次に、日程第14 議案第10号「蟹江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び蟹江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 寺西 孝君

ご提案申し上げます。

議案第10号、蟹江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び蟹江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

蟹江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び蟹江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和4年3月2日提出、蟹江町長、横江淳一。

蟹江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び蟹江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

改正の内容につきましては、一部改正要点にて説明をさせていただきます。

4ページをお願いいたします。

提案理由でございます。

この案を提出するのは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準等の一部改正に伴い必要があるからである。

5ページから12ページにかけては新旧対照表となっております。後ほどお目通しをお願いいたします。

13ページをお願いいたします。

一部改正要点でございます。

当条例の改正要旨といたしましては、保育所等の事業者が作成、保存を行います書類、あるいは保育所と保護者との手続きで書面によることが規定されているものにつきまして、電磁的記録、すなわちデジタル方式での記録による対応も可能である旨を追加するものでございます。

13ページの第5条、第38条におきましては、それぞれの保育事業者における内容及び手続きの説明及び同意について規定をしております。これを「第4章 雑則」を新設をし、第53条、電磁的記録として集約する形で追加をいたします。

1点目といたしまして、保育事業者の負担軽減を図る観点から、これまでの書面や台帳による保存管理につきまして、電磁的方法による対応も可能である旨を規定をいたします。

2点目といたしましては、保育所を利用する保護者の利便性の向上を図るため、書面で行

うことが想定されているものにつきましても電磁的方法による対応も可能である旨を規定するものでございます。これにつきましては、13ページの第53条第1項から15ページの第53条第6項にかけてお示しをさせていただいております。

また、16ページの中ほどでございます蟹江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例につきましても同様に、「第6章 雑則」を新設をし、第49条、電磁的記録として追加をさせていただきました。

附則といたしまして、公布の日を施行日といたしました。

以上のとおりご提案させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 佐藤 茂君

それでは、提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第10号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第10号は総務民生常任委員会に付託することと決定いたしました。

○議長 佐藤 茂君

日程第15 議案第11号「蟹江町都市公園条例等の一部改正について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○産業建設部長 肥尾建一郎君

それでは、ご提案申し上げます。

議案第11号、蟹江町都市公園条例等の一部改正について。

蟹江町都市公園条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和4年3月2日提出、蟹江町長、横江淳一。

蟹江町都市公園条例等の一部を改正する条例。

内容につきましては、後ほど改正要点にて説明をさせていただきます。

8ページをお願いいたします。

提案理由でございます。

この案を提出するのは、愛知県道路占用料条例の一部改正に併せて改正する必要があるからであります。

なお、9ページから22ページまでは新旧対照表でございますので、後ほどお目通しのほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、23ページをお願いいたします。

蟹江町都市公園条例等の一部改正要点でございます。

第1条関係、蟹江町都市公園条例。第8条、占用の許可、「第3項」を削除いたします。  
別表第2、第8条、第10条関係、「第8条、第10条」を「第10条」に改正いたします。

2、占用料関係、内容としましては、蟹江町道路占用料条例の改正に併せて改正するもの  
でございます。

第2条関係、蟹江町道路占用料条例。別表第2条関係、内容としまして、愛知県道路占用  
料条例の改正に併せて改正するものでございます。

第3条関係、蟹江町公共物管理条例。別表第7条、第9条関係、内容としましては、愛知  
県道路占用料条例の改正に併せまして改正するものでございます。

附則でございます。第1項、施行期日、令和4年4月1日を施行日といたします。

第2項、経過措置でございます。経過措置としまして、令和4年度占用料の額が令和3年  
度の占用料の額に1.2を乗じた額を超える場合は、令和3年度の占用料の額に1.2を乗じた額  
を令和4年度の占用料の額とすることと規定いたしました。

以上のとおりご提案させていただきますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長 佐藤 茂君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第11号は、会議規則第39条第1項の規定により、防災  
建設常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第11号は防災建設常任委員会に付託することと決  
定いたしました。

○議長 佐藤 茂君

続きまして、日程第16 議案第12号「蟹江町消防団員等公務災害補償条例の一部改正につ  
いて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○消防長 黒川康治君

それでは、ご提案申し上げます。

議案第12号、蟹江町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について。

蟹江町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。  
令和4年3月2日提出、蟹江町長、横江淳一。

蟹江町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例。

蟹江町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年蟹江町条例第6号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、一部改正要点でご説明申し上げます。

下段の提案理由でございます。

この案を提出するのは、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部改正に伴い必要があるからであります。

2ページをお願いいたします。

2ページは新旧対照表でございます。後ほどお目通しをお願いいたします。

3ページをお願いいたします。

一部改正要点でございます。

第3条第2項ただし書を削るものでございます。

附則としまして、第1項、施行期日、この条例は、令和4年4月1日から施行する。

第2項、経過措置、この条例の施行の際現に担保に供されている傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、この条例の施行の日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 佐藤 茂君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（発言する声なし）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第12号は、会議規則第39条第1項の規定により、防災建設常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第12号は防災建設常任委員会に付託することと決定いたしました。

○議長 佐藤 茂君

日程第17 議案第13号「愛知県市町村職員退職手当組合理約の変更について」を議題いたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 浅野幸司君

それでは、ご提案申し上げます。

議案第13号、愛知県市町村職員退職手当組合理約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により令和4年3月31日をもって愛知県市町村職員退職手当組合から尾張旭市長久手市衛生組合を脱退させることとし、愛知県市町村職員退職手当組合同約を次のとおり変更するものとする。

令和4年3月2日提出、蟹江町長、横江淳一。

愛知県市町村職員退職手当組合同約の一部を変更する規約。

愛知県市町村職員退職手当組合同約（昭和33年愛知県市町村職員退職手当組合同約第1号）の一部を次のように変更する。

変更の内容につきましては、後ほど変更要点でご説明をさせていただきます。

1ページの下段をお願いします。

提案理由でございます。

提案理由。

この案を提出するのは、地方自治法第290条の規定により愛知県市町村職員退職手当組合から尾張旭市長久手市衛生組合を脱退させ、愛知県市町村職員退職手当組合同約を変更することについて協議する必要があるからでございます。

なお、2ページから3ページにつきましては新旧対照表でございますので、後ほどお目通しのほうをお願いいたします。

それでは、4ページのほうをお願いします。

愛知県市町村職員退職手当組合同約の一部改正要点。

別表第1、それと別表第2からそれぞれ「尾張旭市長久手市衛生組合」を削除するものでございます。

附則といたしまして、令和4年4月1日を施行日といたしました。

以上のとおり提案させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 佐藤 茂君

それでは、提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（発言する声なし）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第13号は精読にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第13号は精読とされました。

○議長 佐藤 茂君

日程第18 議案第14号「令和4年度蟹江町一般会計予算」から日程第25 議案第21号「令和4年度蟹江町下水道事業会計予算」までを一括議題といたします。

順次、提案理由の説明を求めます。

○副町長 河瀬広幸君

それでは、ご提案を申し上げます。

予算書の1ページをお開きいただきたい、お願いいたします。

それでは、議案第14号、令和4年度蟹江町一般会計予算。

令和4年度蟹江町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ115億5,416万1,000円と定める。

2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算による。

債務負担行為。

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、第2表 債務負担行為による。

地方債。

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表 地方債による。

一時借入金。

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10億円と定める。

歳出予算の流用。

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

令和4年3月2日提出、蟹江町長、横江淳一。

次ページの2ページから5ページまでの歳入歳出予算につきましては、後ほど、添付いたしました令和4年度の予算関係資料に基づいてご説明申し上げます。

では、6ページをお開きください。

6ページ、第2表 債務負担行為でございます。

令和4年度におきましては、令和5年度以降複数年度にわたる予算として、戸籍システム借上料等4件の債務負担行為予算を計上させていただきました。

なお、期間、限度額につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。

次に、第3表 地方債でございます。

地方債は、9件の地方債を予定しております。主なものといたしましては、臨時財政対策債5億2,000万円、庁舎屋根防水工事及び外壁改修工事1億2,530万円をはじめとして9件、総額8億8,680万円を予定しています。

なお、起債の方法、限度額、利率、償還の方法については、後ほどお目通しをお願いいたします。

それでは、当初予算の概要について、お配りしてある令和4年度予算関係資料に基づいてご説明を申し上げます。

予算関係資料の4ページ、5ページをお開きください。

令和4年度一般会計予算額一覧表でございます。

まず、4ページの一番下、歳入合計の欄、歳入予算の総額であります。総額115億5,416万1,000円で、これを昨年度と比較いたしますと6億111万9,000円の増額であります。率にいたしますと5.5%の増であります。

このうち、主な内容についてご説明を申し上げます。

まず、4ページの一番上、第1款町税でございます。1項の町民税から5項の入湯税まで5つの税目で構成されており、町税全体では51億450万1,000円となっております。前年度と比較すると1億750万円の増額を見込みました。率としては2.2%の増であります。

次に、2款の地方譲与税、1項の地方揮発油譲与税から3項の森林環境譲与税まで、総額9,600万円となっております。

次に、少し飛びまして、7款の地方消費税交付金であります。消費税のうち市町村へ交付される地方消費税交付金として8億4,800万円でございます。昨年度と比較いたしますと7,100万円の増額であります。

次に、10款地方特例交付金3,800万1,000円、昨年度予算額8,400万円、これを比較いたしますと4,599万9,000円の減額であります。主な要因といたしましては、昨年度の新型コロナウイルス感染症対策の地方税減収補てん特別交付金の減額によるものであります。

次に、11款地方交付税、総額8億7,700万円、地方財政計画に基づいて、昨年度と比較して1億3,700万円の増額を見込みました。

次に、13款分担金及び負担金でございます。総額2億9,159万8,000円、この主な内容は、保育所の運営費の保護者負担金、学童保育所保護者負担金、小・中学校の給食費の保護者負担金などがございます。

次に、14款使用料及び手数料でございます。総額9,981万7,000円、このうち主なものとしたしましては、火葬場の使用料や道路占用料、公民館や体育館などを使われるときの施設使用料、住民票や戸籍関係の証明を受けるときに頂く手数料等が含まれております。

次に、15款国庫支出金でございます。総額13億6,024万7,000円。主なものは、1項の国庫負担金11億736万8,000円でございます。その中には児童手当負担金3億8,400万8,000円、障害者自立支援給付費負担金2億9,525万4,000円などが含まれております。

次に、16款県支出金でございます。総額8億181万7,000円、主なものは国庫負担金と同じく児童手当負担金、障害者自立支援給付費等負担金等がございます。

なお、2項の県補助金2億2,524万8,000円で、この中には子ども医療支給費補助金の4,398万8,000円も含まれております。

次に、17款財産収入であります。収入見込額が1,322万3,000円、主なものは土地建物等、財産の貸付運用収入でございます。

次に、1つ飛びまして、19款の繰入金、総額7億2,686万円、繰入金の主なものといたしましては、財政調整基金繰入金4億8,000万円、下水道整備基金から2億円の繰り入れを予定しております。

次に、20款繰越金7,318万8,000円、令和3年度の繰越金の見込額でございます。

21款諸収入です。1億7,109万5,000円、1項延滞金、加算金及び過料で町税の延滞金収入としては800万1,000円。なお、3項の貸付金元利収入では、商工業の振興資金貸し付けのための預託金元金5,700万円を見込んでおるところでございます。

最後に、22款町債、総額8億8,680万円、冒頭の提案のときにご説明申し上げましたように、臨時財政対策債の5億2,000万円はじめ9件の借り入れを予定しています。

以上が歳入予算の概要でございます。

次に、5ページ、歳出予算についてご説明申し上げます。

1款の議会費から11款予備費まで款別に記載しておりますが、歳出の主なものについて、増減とその要因についてご説明申し上げます。

まず、2款の総務費であります。全体で15億5,993万5,000円、これを昨年度と比較いたしますと2億3,192万1,000円の増額であります。率としては17.5%の増であります。この増の要因といたしましては、1項の総務管理費において、公共施設の長寿命化の観点から、役場本庁舎の屋根防水及び外壁等改修工事費1億6,936万8,000円を計上したことによるものであります。

また、新たな事業といたしましては、3項の戸籍住民基本台帳費、総額8,999万5,000円、この中にコロナ禍での住民サービスの向上のため、マイナンバーカードを用いて全国のコンビニエンスストアで住民票や印鑑証明書を取得できるコンビニ交付サービスを開始する費用1,300万円も計上いたしました。

次に、3款の民生費であります。総額45億8,168万7,000円、昨年度対比2億398万1,000円の増額、率としては4.7%の増であります。福祉政策を充実させる予算とともに、新たな取り組みとしては、2項の児童福祉費21億6,860万4,000円において、ますます需要が増える3歳未満児の保育の充実を図るために、民間の幼稚園が町内で2カ所目となる幼保連携型の認定こども園として4月から開設いたしますので、子育て応援としてその運営費用約1億2,000万円を支援いたします。

続いて、4款衛生費、予算額11億9万9,000円、前年度対比1億1,789万7,000円の増額でございます。主なものは、1項の保健衛生費6億5,239万9,000円の中には、昨年度から引き

続き実施する新型コロナウイルスワクチン接種事業に要する費用1億116万7,000円を盛り込んでございます。

次に、5款農林水産業費、予算額1億3,247万8,000円、前年度と比較いたしますと1,116万5,000円の増となっております。

次に、6款の商工費でございます。総額2億7,829万5,000円、前年度と比較いたしますと2,008万5,000円の増であります。この中においては、国の地方創生臨時交付金を活用した観光・産業振興プロジェクト、これを引き続き推進するとともに、令和3年度に取得した観光交流センター祭人（さいと）、これに隣接する用地を活用して駐車場を整備し、施設利用者や各種イベント時における利便性を高める費用も計上させていただきました。

次に、7款の土木費であります。総額で10億8,186万6,000円、前年度対比3,911万9,000円の減額となっております。主なものといたしましては、JR蟹江駅の自由通路が昨年、一般の皆さんの利用が始まりました。次に、令和4年度からは、駅南側の地区において、町の南北を結ぶ都市計画道路南駅前線の工事着手に向け、その設計調査、用地購入費1億5,991万6,000円を新たに計上させていただきました。

次に、8款消防費であります。総額で5億3,048万7,000円、前年度と比較をいたしますと3,934万7,000円の増額であります。新たなものといたしましては、消防救急事業において、通信指令業務の運営基盤のさらなる強化と効率化を図るために、令和7年度を目標に、現在の海部地方通信指令から、名古屋市を中心とする尾張旭市を含む8市町村の共同通信指令体制に移すための費用も計上させていただきました。

次に、9款教育費であります。教育費総額で13億2,511万8,000円、昨年度と比較いたしますと2,163万4,000円の増額であります。学校の教育現場におけるタブレットを活用したGIGAスクール構想を引き続き進めていくために必要な予算とともに、新たな事業といたしましては、児童生徒のいじめや不登校、虐待などの相談に乗る関係機関と連携させるスクールソーシャルワーカーの配置費用も計上をさせていただいております。

次に、10款公債費、総額8億3,228万9,000円、これは地方債で借り入れた借入金の元金及び利子の償還費でございます。

11款予備費800万円、昨年度と同額といたしました。

歳出総額115億5,416万1,000円、伸び率としては対前年度比5.5%の増であります。

以上が令和4年度一般会計当初予算の歳出の概要でございます。

また、予算関係資料の19ページ以降につきましては、令和4年度の一般会計の主要事業一覧表、これは第5次総合計画の分野別であります。この事業を記載させていただきました。

また、57ページ以降についても、蟹江町まち・ひと・しごと創生事業一覧表を記載させていただきました。どちらも事業名称、課名、予算額、ページなど詳細に記載してありますので、後ほどお目通しのほどお願いをいたします。

以上、令和4年度一般会計当初予算、ご提案申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○民生部長 寺西 孝君

それでは、ご提案申し上げます。

予算書の281ページをお願いいたします。

議案第15号、令和4年度蟹江町国民健康保険事業特別会計予算。

令和4年度蟹江町の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ35億9,564万7,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算による。

歳出予算の流用。

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

令和4年3月2日提出、蟹江町長、横江淳一。

内容につきましては、別とじの令和4年度民生部特別会計予算説明資料にて説明をさせていただきます。

それでは、1ページをお願いいたします。

令和4年度蟹江町国民健康保険事業特別会計予算額一覧表。

まず、歳入でございます。

1款1項国民健康保険税は、1目一般被保険者国民健康保険税と2目退職被保険者等国民健康保険税合わせて予算額が7億7,901万6,000円、前年度と比較いたしますと2,535万6,000円の増額でございます。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目事務手数料は1万円でございます。

3款国庫支出金は、1項国庫補助金、1目災害等臨時特例補助金は、頭出しの予算でございます。

4款県支出金は、1項県補助金、1目保険給付費等交付金で25億2,229万5,000円と、2項1目財政安定化基金交付金の頭出しの予算と合わせまして25億2,229万6,000円で、1億3,426万9,000円の増額でございます。

5款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金7万3,000円は、国民健康保険支払準備基金預金利子でございます。

6款繰入金でございますが、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金が1億6,931万9,000円、2項基金繰入金、1目国民健康保険支払準備基金繰入金1億円、合わせまして繰入金の

合計が2億6,931万9,000円でございます。前年度と比較し、382万8,000円の増額となっております。

7款1項1目繰越金は1,300万5,000円でございます。

8款諸収入でございますが、1項延滞金及び過料、1目延滞金が792万3,000円、2項1目預金利子が1,000円、3項雑入は1目の滞納処分費から4目の雑入まで合わせまして400万3,000円、諸収入の合計が1,192万7,000円となっております。

歳入の合計といたしまして35億9,564万7,000円、前年度と比較し1億5,086万7,000円、4.38%の増額となっております。

続きまして、2ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款総務費につきましては、1項総務管理費、1目一般管理費から2目連合会負担金まで3,135万5,000円、2項1目運営協議会費が33万8,000円、合計が3,169万3,000円、前年度と比較し79万9,000円の減額でございます。

2款の保険給付費、1項療養諸費は、1目一般被保険者療養給付費から5目の審査支払手数料まで合わせまして21億8,970万4,000円。2項の高額療養費でございますが、1目の一般被保険者高額療養費から4目の退職被保険者等高額介護合算療養費まで合わせまして2億9,308万円、3項の移送費につきましては7万円でございます。4項出産育児諸費は、1目の出産育児一時金と2目支払手数料合わせまして1,260万7,000円。5項1目葬祭諸費は325万円、6項1目傷病手当金は300万円でございます。よって、2款保険給付費は、合計で25億171万1,000円、前年度と比較し1億2,473万6,000円の増額でございます。

3款の国民健康保険事業費納付金、1項医療給付費分は、1目の一般被保険者医療給付費分で6億9,240万7,000円でございます。2項の後期高齢者支援金等分は、1目の一般被保険者後期高齢者支援金等分が2億2,217万5,000円でございます。3項1目介護納付金分は1億280万8,000円、合計で10億1,739万円、前年度と比較いたしまして2,291万9,000円の増額でございます。

4款の財政安定化基金拠出金は、頭出しでございます。

5款の保健事業費でございますが、1項1目特定健康診査等事業費3,454万6,000円、2項の保健事業費、1目疾病予防費が62万2,000円、保健事業費合計が3,516万8,000円、前年度対比244万円の増額でございます。

6款1項基金積立金は、国民健康保険支払準備基金積立金でございます。

7款諸支出金461万円は、1目の保険税還付金などでございます。

8款1項1目予備費につきましては、昨年同様500万円で計上させていただいております。

歳出合計35億9,564万7,000円、前年度と比較いたしますと1億5,086万7,000円、4.38%の増額となっております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長 佐藤 茂君

それでは、少し時間が早いですけれども、ここで暫時休憩とさせていただきます。午後1時から再開いたしますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、休憩とさせていただきます。

(午前11時56分)

○議長 佐藤 茂君

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時00分)

○総務部長 浅野幸司君

予算書のほうの329ページ、こちらのほうですね。329ページのほうをお願いします。

それでは、ご提案申し上げます。

議案第16号、令和4年度蟹江町土地取得特別会計予算。

令和4年度蟹江町の土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億8,011万4,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算による。

令和4年3月2日提出、蟹江町長、横江淳一。

336ページ、337ページのほうをお願いします。

歳入予算でございます。

1款財産収入、1項財産運用収入、1目土地開発基金運用収入、予算額が11万2,000円でございます。内訳といたしまして、土地開発基金預金利子でございます。

それから、2項財産売払収入、1目土地売払収入、予算額のほうで2,741万9,000円でございます。内訳といたしまして、土地売払代金でございます。

それから、2款にまゐりまして2款繰越金でございます。2款1項1目繰越金でございます。予算額が、前年度繰越金として頭出しの1,000円でございます。

それから、3款諸収入、1項1目土地開発基金借入金、予算額が1億5,258万1,000円でございます。内訳といたしまして、土地開発基金借入金でございます。

それから、2項の諸収入、1目雑入でございます。予算額が頭出しの1,000円でございます。

以上が歳入予算でございます。

続きまして、歳出のほうでございます。

338ページ、339ページをお願いします。

歳出予算でございます。

1 款土地取得費、1 項土地取得費、1 目土地取得費でございます。予算額のほうが1億5,258万3,000円でございます。内訳といたしまして、需用費、土地購入印紙代金等として20万円、それから役務費の不動産鑑定料として120万円、委託料としまして用地測量及び登記委託料等ということで200万円、公有財産購入費、土地購入費としまして9,918万3,000円、最後に補償金といたしまして5,000万円の予算でございます。

次ページをお願いいたします。

2 款土地開発基金費、1 項土地開発基金費、1 目同でございます。予算額のほうが11万2,000円でございます。内訳といたしまして、土地開発基金預金利子積立金でございます。

次ページをお願いします。342ページ、343ページでございます。

3 款諸支出金、1 項1 目土地開発基金償還金、予算額が2,741万9,000円でございます。内訳といたしまして、土地開発基金償還金でございます。これは基金への戻し金でございます。

以上のとおり提案させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○民生部長 寺西 孝君

ご提案申し上げます。

予算書の345ページをお願いいたします。

議案第17号、令和4年度蟹江町介護保険管理特別会計予算。

令和4年度蟹江町の介護保険管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ27億271万8,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算による。

債務負担行為。

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、第2表 債務負担行為による。

歳出予算の流用。

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

令和4年3月2日提出、蟹江町長、横江淳一。

それでは、内容につきましては、別とじの令和4年度民生部特別会計予算説明資料にて説明をさせていただきます。

3ページをお願いいたします。

令和4年度蟹江町介護保険管理特別会計予算額一覧表。

まず、歳入でございます。

1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第 1 号被保険者保険料 5 億 9,471 万円、前年度と比較いたしますと 1,007 万 4,000 円の減額でございます。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料、1 目事業者指定等手数料につきましては、1 万円の頭出しでございます。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費負担金は 4 億 5,243 万 7,000 円、2 項の国庫補助金でございますが、1 目の調整交付金から 5 目の介護保険被保険者努力支援交付金まで合わせまして 1 億 720 万 8,000 円で、国庫支出金の合計が 5 億 5,964 万 5,000 円、前年度比で 2,265 万 9,000 円の増額でございます。

4 款 1 項支払基金交付金、1 目介護給付費交付金と 2 目の地域支援事業支援交付金を合わせまして 6 億 9,411 万 1,000 円でございます。前年度と比較して 1,571 万円の増額でございます。

5 款の県支出金、1 項県負担金、1 目介護給付費負担金が 3 億 5,928 万 2,000 円、2 項の県補助金、1 目の地域支援事業交付金から 3 目の介護施設等整備事業費補助金までを合わせました県支出金の合計が 3 億 7,981 万 9,000 円、前年度と比較しまして 344 万 1,000 円の増額でございます。

6 款の財産収入 15 万 3,000 円は、介護給付費準備基金預金利子でございます。

7 款繰入金、1 項の一般会計繰入金は、1 目の介護給付費繰入金から 5 目の事務費等繰入金まで合わせまして 4 億 2,426 万 3,000 円。2 項の基金繰入金でございますが、1 目の介護給付費準備基金繰入金 5,000 万円、繰入金の合計といたしまして 4 億 7,426 万 3,000 円、前年度比 3,059 万 3,000 円の増額でございます。

8 款 1 項 1 目繰越金は、頭出しの予算でございます。

9 款諸収入につきましても頭出しでございます。

歳入合計は 27 億 271 万 8,000 円、前年度と比較いたしますと 6,248 万円、2.37% の増額となっております。

4 ページのほうをお願いいたします。

歳出でございます。

1 款の総務費につきましては、1 項の総務管理費、1 目の一般管理費 6,021 万 9,000 円、2 項の徴収費、1 目の賦課徴収費が 36 万 8,000 円、合計が 6,058 万 7,000 円、前年度比 311 万 6,000 円の増額でございます。

2 款 1 項保険給付費は、1 目の保険給付費と 2 目の審査支払手数料までを合わせまして 24 億 3,030 万円、2 項 1 目高額介護サービス等費 6,730 万円で、合計で 24 億 9,760 万円、前年度と比較いたしまして 5,769 万 3,000 円増額でございます。

3 款の地域支援事業費でございますが、1 項の介護予防・生活支援サービス事業費、1 目

の介護予防・生活支援サービス事業費、2目介護予防ケアマネジメント事業費合計で6,757万8,000円、2項1目の一般介護予防事業費は545万7,000円、3項の包括的支援事業・任意事業費は、1目の包括的支援事業費から6目の地域ケア会議推進事業費まで合わせまして5,917万円、4項その他諸費、1目審査支払手数料15万円までを合わせまして1億3,235万5,000円、前年度比152万円の増額でございます。

4款基金積立金は15万4,000円でございますが、介護給付費準備基金積立金などがございます。

5款の諸支出金は1,202万1,000円で、主に返還金に充てるものでございます。

6款1項1目の予備費につきましては、頭出しの予算となっております。

歳出合計で27億271万8,000円、前年度と比較いたしまして6,248万円、2.37%の増額をお願いするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○上下水道部次長兼水道課長 伊藤和光君

ご提案申し上げます。

予算書の383ページをお願いします。

議案第18号、令和4年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計予算。

令和4年度蟹江町のコミュニティ・プラント事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,273万6,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算による。令和4年3月2日提出、蟹江町長、横江淳一。

390ページ、391ページをご覧ください。

歳入でございます。

第1款分担金及び負担金、第1項分担金、1目コミュニティ・プラント事業分担金、本年度予算額は頭出しの1,000円でございます。

第2款使用料及び手数料、第1項1目使用料、本年度予算額は420万1,000円でございます。

第3款繰入金、第1項1目一般会計繰入金、本年度予算額は853万1,000円でございます。

第4款繰越金、予算額は頭出しの1,000円でございます。

第5款諸収入、1項1目の預金利子と2項1目の雑入につきましては、それぞれ頭出しの1,000円でございます。

よって、歳入合計は1,273万6,000円とさせていただきます。

次に、392ページ、393ページをご覧ください。

歳出でございます。

第1款総務費、第1項施設管理費、1目一般管理費、本年度予算額は1,273万6,000円でございます。

各項目の主なものといたしまして、説明欄の10節需用費の電気料228万円、11節役務費の汚泥処理手数料140万3,000円でございます。12節委託料といたしましては、処理施設維持管理業務委託で369万6,000円でございます。14節の工事請負費は、下水道管維持修繕等工事と蟹江南クリーンセンター内機器整備修繕工事を含めまして454万5,000円でございます。前年度と比較いたしまして、歳入歳出それぞれ36万9,000円の増でございます。

以上のとおりご提案させていただきます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○民生部長 寺西 孝君

ご提案申し上げます。

予算書の395ページをお願いいたします。

議案第19号、令和4年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計予算。

令和4年度蟹江町の後期高齢者医療保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億2,168万9,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算による。

歳出予算の流用。

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、総務費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

令和4年3月2日提出、蟹江町長、横江淳一。

内容につきましては、別とじの令和4年度民生部特別会計予算説明資料にて説明をさせていただきます。

5ページをお願いいたします。

令和4年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計予算額一覧表。

歳入でございます。

1款1項1目後期高齢者医療保険料は4億3,400万4,000円、前年度と比較いたしますと47万7,000円の減額となっております。

2款県支出金、1項県負担金、1目保険基盤安定拠出金6,889万6,000円、前年度比53万8,000円の増額でございます。

3款使用料及び手数料は、頭出しの予算となっております。

4款繰入金、1項一般会計繰入金は、1目療養給付費繰入金から3目事務費繰入金まで合わせまして4億1,773万5,000円、前年度比426万3,000円の増額でございます。

5款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目延滞金、2目還付加算金合わせまして5万1,000円、2項1目預金利子と3項1目雑入は頭出しの予算でございます。

6款1項1目繰越金は100万円でございます。

歳入合計といたしまして9億2,168万9,000円、前年度と比較し324万8,000円、0.35%の増額となっております。

続きまして、6ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款総務費につきましては、1項総務管理費、1目一般管理費1,126万1,000円、2項徴収費、1目賦課徴収費が33万7,000円、合計で1,159万8,000円、前年度比173万4,000円の増額でございます。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、9億903万8,000円、前年度と比較し151万4,000円の増額でございます。

3款諸支出金でございますが、1項の償還金及び還付加算金、1目の還付加算金と2目償還金で105万1,000円、2項繰出金、1目一般会計繰出金は頭出しの予算となっております。

4款1項1目予備費につきましても、頭出しの予算となっております。

歳出合計9億2,168万9,000円、前年度と比較いたしまして324万8,000円、0.35%の増額をお願いするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○上下水道部次長兼水道課長 伊藤和光君

ご提案申し上げます。

それでは、別冊でございますが、蟹江町水道事業会計予算書1ページをご覧ください。

議案第20号、令和4年度蟹江町水道事業会計予算。

総則。

第1条 令和4年度蟹江町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間総配水量といたしまして467万3,000立米、(2) 1日平均配水量といたしまして1万2,803立米、(3) 有収水量といたしまして395万4,000立米、(4) 有収率といたしましては84.6%を上げさせていただきました。(5) 給水加入件数は1万4,253件、(6) 給水人口は3万5,864人、(7) 主な建設改良事業につきましては、配水管施設工事費として3億8,320万円、拡張工事費として2,000万円、固定資産取得費として2,311万2,000円でございます。

収益的収入及び支出でございます。

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入の部。

第1款水道事業収益は、第1項の営業収益から第3項の特別利益までの合計で7億6,289万1,000円でございます。

支出の部。

第1款水道事業費用につきましては、第1項の営業費用から第4項の予備費までの合計で7億4,042万9,000円でございます。

1ページはねていただきまして、資本的収入及び支出でございます。

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4億495万8,000円は、当年度分損益勘定留保資金1億1,049万7,000円、建設改良積立金2億6,003万1,000円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,443万円で補てんするものとする。

収入の部。

第1款資本的収入は、第1項の工事負担金と第2項の固定資産売却代金で6,263万8,000円。

支出の部。

第1款資本的支出は、第1項の建設改良費から第2項の予備費の合計で4億6,759万6,000円でございます。

予定支出の各項の経費の金額の流用。

第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第6条に定める経費を除き、予定支出の各項の経費及び各項の間の経費。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費6,765万4,000円、(2) 交際費1万円でございます。

たな卸資産購入限度額。

第7条 たな卸資産の購入限度額は、683万4,000円と定める。

令和4年3月2日提出、蟹江町長、横江淳一。

3ページの令和4年度蟹江町水道事業会計予算実施計画から22ページの令和4年度資本的収支と補てん財源明細書につきましては、後ほどお目通しのほどよろしく申し上げます。

23ページからの令和4年度予算実施計画明細書につきましては、別添A3の資料にて説明させていただきます。

別添A3資料の令和4年度蟹江町水道事業会計予算額一覧表をご覧ください。

1、収益的収入及び支出。

収入の部。

第1款水道事業収益、科目、第1項営業収益につきましては、1目の給水収益と3目のその他営業収益で7億2,199万円。第2項の営業外収益は、1目の受取利息及び配当金から5目の雑収益までの合計で4,089万9,000円。第3項の特別利益につきましては、1目の固定資産売却益と2目の過年度損益修正益で2,000円を計上させていただきました。

本年度予定額の合計といたしましては7億6,289万1,000円、前年度予定額は7億8,608万9,000円で、比較いたしますと2,319万8,000円の減でございます。

次に、支出の部でございます。

第1款水道事業費用。科目、第1項の営業費用につきましては、1目の原水及び浄水費から7目のその他営業費用までの合計で7億1,103万2,000円。第2項の営業外費用につきましては、2目の消費税と3目の雑支出で2,439万5,000円。3項の特別損失につきましては、1目の固定資産売却損と4目の過年度損益修正損で2,000円。第4項予備費につきましては500万円を計上させていただき、本年度予定額の合計といたしましては7億4,042万9,000円。前年度予定額は7億7,275万6,000円で、比較いたしますと3,232万7,000円の減でございます。

続きまして、裏面をお願いいたします。

## 2、資本的収入及び支出。

収入の部。

第1款資本的収入。科目、第1項工事負担金、1目工事負担金につきましては6,263万7,000円。第2項固定資産売却代金、1目固定資産売却代金といたしましては1,000円。本年度予定額の合計といたしましては6,263万8,000円。前年度予定額は6,530万2,000円で、比較いたしますと266万4,000円の減でございます。

次に、支出の部でございます。

第1款資本的支出。科目、第1項建設改良費は、1目の事務費から4目の固定資産取得費までの合計で4億6,729万6,000円でございます。第3項の予備費につきましては30万円を計上させていただき、本年度予定額の合計といたしましては4億6,759万6,000円。前年度予定額は4億9,707万4,000円で、比較いたしますと2,947万8,000円の減でございます。

本年度予定額の収支差引額は、4億495万8,000円の不足となります。

欄外でございますが、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額4億495万8,000円の補てんにつきましては、先ほど予算書2ページで第4条の資本的収入及び支出でご説明させていただきましたので、省略させていただきます。

以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

引き続きまして、ご提案申し上げます。

別冊の蟹江町下水道事業会計予算書及び予算説明書の1ページをご覧ください。

議案第21号、令和4年度蟹江町下水道事業会計予算。

総則。

第1条 令和4年度蟹江町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。  
業務の予定量。

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間排出量といたしましては186万5,000立米、(2) 1日平均排出量といたしましては5,109立米、(3) 年間有収水量といたしましては168万4,000立米、(4) 有収率といたしましては90.3%を上げさせていただきました。(5) 接続戸数といたしましては5,094件。こちらはマンションも接続戸数1件となっております。(6) 水洗化人口1万6,218人でございます。(7) 主な建設改良費事業といたしましては、公共下水道管渠布設工事5億2,856万8,000円、公共汚水ます設置工事2,500万円、宅内ポンプ設置工事2,000万円でございます。

収益的収入及び支出でございます。

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入の部。

第1款下水道事業収益は、第1項の営業収益から第3項の特別利益までの合計で6億4,355万5,000円でございます。

支出の部。

第1款下水道事業費用につきましては、第1項の営業費用から第4項の予備費までの合計で5億9,774万1,000円でございます。

資本的収入及び支出でございます。

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億4,581万4,000円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,000万円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額207万8,000円、引継金1億6,135万8,000円及び過年度分損益勘定留保資金6,237万8,000円で補てんするものとする。

収入の部。

第1款資本的収入は、第1項の企業債から第5項の一般会計補助金までの合計で7億6,669万1,000円でございます。

1 ページをはねていただきまして、支出の部。

第1款資本的支出は、第1項の建設改良費から第3項の予備費までの合計で10億1,250万5,000円でございます。

企業債。

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的は、公共下水道事業の限度額3億1,660万円と流域下水道事業の限度額1,370万円でございます。起債の方法といたしましては、証書借入でございます。

なお、利率、償還の方法につきましては、後ほどお目通しのほどお願いいたします。  
一時借入金。

第6条 一時借入金の限度額は10億円と定める。

予定支出の各項の経費の金額の流用。

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 予定支出の各項の経費及び各項の間の経費。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費5,633万円でございます。

他会計からの補助金。

第9条 下水道事業運営のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、3億8,950万5,000円である。

令和4年3月2日提出、蟹江町長、横江淳一。

続きまして、3ページの令和4年度蟹江町下水道事業会計予算実施計画から19ページの注記につきましては、後ほどお目通しのほどよろしく申し上げます。

21ページからの令和4年度蟹江町下水道事業会計予算実施計画明細書につきましては、別添A3の資料でご説明させていただきます。

A3資料の令和4年度蟹江町下水道事業会計予算額一覧表をご覧ください。

1、収益的収入及び支出。

収入の部。

第1款下水道事業収益。科目、第1項営業収益につきましては、1目の下水道使用料と2目のその他営業収益で2億3,123万5,000円。第2項の営業外収益は、1目の受取利息及び配当金から7目の雑収益までの合計で4億1,231万8,000円。第3項の特別利益につきましては、1目の固定資産売却益から3目のその他特別利益までの合計で2,000円を計上させていただきました。

本年度予定額の合計といたしましては6億4,355万5,000円、前年度予定額は6億6,690万3,000円で、比較いたしますと2,334万8,000円の減でございます。

次に、支出の部でございます。

第1款下水道事業費用。科目、第1項の営業費用につきましては、1目の管渠費から4目の減価償却費までの合計で5億2,048万3,000円。第2項の営業外費用につきましては、1目の支払利息から4目の雑支出までの合計で7,715万6,000円。第3項の特別損失につきましては、1目の固定資産売却損と4目の過年度損益修正損の合計で2,000円でございます。第4

項予備費につきましては、10万円を計上させていただき、本年度予定額の合計といたしましては5億9,774万1,000円、前年度予定額は5億3,537万7,000円で、比較いたしますと6,236万4,000円の増でございます。

続きまして、裏面をお願いします。

2、資本的収入及び支出でございます。

収入の部。

第1款資本的収入、第1項企業債、1目企業債は、下水道事業債の3億3,030万円。第2項負担金及び分担金、1目負担金及び分担金は、受益者負担金及び区域外流入分担金の3,948万1,000円です。第3項固定資産売却代金、1目固定資産売却代金として1,000円でございます。第4項国庫補助金、1目国庫補助金は、下水道管渠等の整備に係る国庫補助金の2億5,650万円でございます。第6項一般会計補助金、1目一般会計補助金は1億4,040万9,000円で、本年度の予定額合計といたしましては7億6,669万1,000円、前年度予定額は15億1,701万3,000円で、比較いたしますと7億5,032万2,000円の減でございます。

次に、支出の部でございます。

第1款資本的支出。科目、第1項建設改良費は、1目の公共下水道事業費の8億4,968万6,000円で、下水道管渠等の建設改良に要する費用でございます。第2項の企業債償還金、1目企業債償還金は1億6,271万9,000円です。第3項の予備費につきましては、10万円を計上させていただき、本年度予定額の合計といたしまして10億1,250万5,000円、前年度予定額は17億4,853万9,000円で、比較いたしますと7億3,603万4,000円の減でございます。

欄外でございますが、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億4,581万4,000円につきましては、先ほど予算書2ページの第4条の資本的収入及び支出でご説明させていただきましたので、省略させていただきます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 佐藤 茂君

それでは、提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第14号から議案第21号までの8議案は、来る3月16日、17日の両日にかけて審議をお願いすることとし、一括精読としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

それでは、ご異議なしと認めまして、議案第14号から議案第21号までの8議案は精読とされ、3月16日、17日の両日にかけて審議をお願いすることといたします。

それと、板倉議員さんのほうから資料請求がありましたので、各担当の部長、課長さん、資料を4日までに議会事務局のほうへ提出いただければと思いますので、よろしく願います。

たします。

○議長 佐藤 茂君

お諮りいたします。

精読になっておりました選挙第1号「海部地区環境事務組合議会議員の選挙」、それから同意第1号「蟹江町副町長の選任について」をこの際日程に追加し、議題にしたいと思えます。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

それでは、異議なしと認めまして、2議案を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○議長 佐藤 茂君

追加日程第26 選挙第1号「海部地区環境事務組合議会議員の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

それでは、ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選によることと決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することとしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

それでは、ご異議なしと認めます。したがって、議長において指名することと決定いたしました。

それでは、海部地区環境事務組合議会議員に吉田正昭君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました吉田正昭君を、海部地区環境事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

それでは、ご異議なしと認めます。ただいま指名いたしました吉田正昭君が、海部地区環境事務組合議会議員に当選されました。

ただいま海部地区環境事務組合議会議員に当選されました吉田正昭君が議場におられますので、本席から、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

○議長 佐藤 茂君

それでは、追加日程第27 同意第1号「蟹江町副町長の選任について」を議題といたしま

す。

本案は、精読になっておりましたので、直ちに質疑に入ります。

○9番 中村英子君

9番 中村です。

提案に先立ち、少しお聞きをしました、先ほど。そこで、もう一つ質問するわけですが、町長の先ほどの答弁では、県とのパイプということ強調されておりましたので、その部分はその部分であるかなというふうには思います。

しかしながら、これ、副町長という場所は、全体の職員の把握とか全体的な行政の把握ができる位置にあるし、また、そうじゃなければならぬというふうにも思います。そしてまた、各種事業が継続的に行われておりますので、その継続的な事業の背景等も、それはよく知っていただいて対応していくということが求められる立場ではないかなと思うんですね。その部分におきまして、少し不安といいますか、心配が残るところがあります。

そしてもう一つは、この方がですね、この経歴の中で福祉とか建設とか、そういうことにはタッチしたことがないのではないかというふうには思うんですね、経験上。総務的な経験ではないかなと、そういうところの経験がやっぱりお持ちではないのではないかというふうには思います。

そしてまた、県の職員というのは、比較的直接住民と話したり、それからいろんな交渉したりということは、ほとんど県の職員にはないように私は思っているんですね。市町の職員というのは直接、本当に住民とけんけんがくがくやらなければいけないということもあるわけですが、県の職員というのは、やはりそのあたりは非常になんではないかなというふうには思います。

そこで、このような方ですので、いろんなほかの面で、今言ったこと以外のほかの面ではいろいろ経験もあり、ご活躍いただけたらと思うんですが、今言ったようなことにつきまして、やはり少し部分的に心配なところもあります。

そこで、これを、この方がいけないというわけではなくて、そういう方ですので、これを補うようなちょっとやり方を考えてはどうかなというふうには思うんですね。補うってどういうことか。副町長というのは特別職ですから、非常に町のナンバーツーになるわけで、特別職ですから重要な人なので、補うという言い方はちょっとおかしいんですけども、しかし、庁舎内をちゃんと回していくためには、ある程度組織の中でここにプラスあるセクションとか、ある課とか、ある場所をつくる必要があるんじゃないかなと私なりに考えるんですけども。

それで、例えばですね、今までの問題の中で、地域の福祉に関わるというようなことで地域福祉課というようなことも1つ考えられますし、そしてまた、女性に関してですけども、女性室というようなものを新たに設置いたしまして、そしてその女性室長、その室長という

方に、やはり全体的な町の女性問題のリーダーシップを取っていただく、司令塔になっていただく、そういう人たちを置くことによって、この新たな副町長と一緒に、よりプラスした行政ができていくのではないかなというふうに私は思うんですね。

ですから、そのように、庁舎内全体を回していくというような立場に立つと、新たな、そういう今言ったようなことも含めて、部署なり、それから室なり、いろんなことを考える中で、もう少し補足していく、補っていく、そういうやり方をしていくのがいいのではないかなと思いますけれども、それについて町長、全く考えないのか、何かお考えがあるのか、ご意見をお伺いしたいと思います。

○町長 横江淳一君

貴重なご意見をいただきました。我々の中では、まずオールマイティーの方というのはそんなに世の中おみえになるわけじゃありません。中村議員のように何でもかんでも全てご存じのような、すばらしい議員が存在するわけでもありません。そんな中で、まず一度はしっかりとやっていただき、蟹江町、実はご存じのように、ラスパイレスが大変低うございます。

前もご指摘いただいたと思うんですけれども、公務員になる人が非常に今、敬遠をされているという中の一因として、そういうのがあるのではないのか。これは、蟹江町の職員の構成上、仕方がないことであります。高い職給を使う職員が凸凹の中でもありますもんですから、ちょうど人事の谷に至る部分であります。

ご指摘を十分いただきながら、今後の考え方としてそれもあるのかな。ただ、今現在は、すばらしい人材をお迎えをし、まずは全員体制で、トロイカ体制でこの蟹江町を引っ張っていきたい。

河瀬副町長、そして水野前副町長もそうではありますが、全てに精通していたわけではございません。そういう意味で、スタートは多分一緒だと思います。ただ、県の職員というふうにおっしゃいますけれども、県の職員さんの中でも加藤さんの場合は、町村会にも非常に精通しておみえになります。

先ほど言いましたように、市長会の事務局長をやられるということで、いろんなところで顔を合わせました。私も町村会の役員やりました。共済組合、退職手当組合でもいろいろお顔を合わせながら、非常に見識の高い、行動力のあるところを見ておりますので、まずはしっかりそれを3人、教育長と特別職一生懸命頑張っていて、職員一丸となってやってまいり、やっぱりそれでも駄目だということでしたら、皆様方にまたお願いすることがあるかも分かりませんが、取りあえず今の加藤正人さんの人事だけを何とかご同意願えれば、今現在ではそのようにお願いするというごことですので、どうぞよろしく願いいたします。

○9番 中村英子君

ちょっと、的確にちょっとお答えいただいているのかどうか、ちょっとどうかなとも思うんですが、私、今申し上げたことは、キャリア的に立派な方ではありますけれども、県の職

員であって、そして福祉とか建設とか、そういうことのご経験はないのではないだろうか。それで、特別職、やっぱり副町長ですので、職員に様々なところで指示を出したり、トップとしての決断、トップというか、ナンバーワンではないですけども、ナンバーツーですけども、決断したりとか、いろんなどころで即戦力という言い方はちょっと失礼ですけども、即そういうことが求められる位置ではないかなと、そういうふう思うもんですから、町の行政の推進を図っていくという面からすると、やっぱり福祉の関係の人、そしてまた建設関係の人もなんですけども、あとまた、様々な問題に対して、町民と即様々なトラブルだけではないですけども、また接点のある、そういうところですので、この町の行政が幅広く円滑に進めていくためには、やっぱり女性局、女性局じゃないですね、室ですね。女性室だとか、やっぱり地域福祉課だとか、そういうところにそれぞれの司令塔を置くということによって、その部分の様々な事業の進展や発展が図れるんじゃないか。

また、職員もそこに依拠しながら仕事ができるんじゃないかなと。また、そういった面からやっぱりそういうものを考えて、全体としての組織づくりをしていくということが必要ではないかと、そういうふう考えますので、今すぐやりますということは言えないかもしれませんが、やっぱりその点を考えながらですね。ちょっとプラスしていく、プラスしてあげる方というような感じでやっていく必要があるんじゃないかと、そういうふうに思いますので、よくお考えをいただきたいと、そういうふうに思います。

○6番 黒川勝好君

今、中村さんいろいろ言われたんですけども、これ、町長が本当に一生懸命お考えになってこの加藤さんを決められたということですので、気持ちよくこれは我々も迎え入れて、もしそれが気に入らんようでしたら、それはそれで、また我々もきちっと申し上げればいいと思いますし、今の女性室とかそういうことを言われるんですけども、それは内部の組織の話でありまして、それは気持ちよく受け入れてからの体制づくりだと思いますので、どうか今回は、僕も気持ちよく副町長さんの加藤さんですか、今度おみえになる方、気持ちよく受け入れてやっていただきたいというふうに思います。

(発言する声あり)

あ、意見でいいのか今。

○議長 佐藤 茂君

それでは、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより同意第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

それでは、ご異議なしと認めます。したがいまして、同意第1号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長 佐藤 茂君

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

(午後1時59分)